

2007 年度 修士論文

学校運動部と競技団体の連携に関する一研究

～学校運動部の地域移譲政策を手掛かりに～

A study about cooperation for athletic club activities in school
with amateur athletic sports associations
~focus on promotion policy for sports in community~

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻 スポーツ文化研究領域

5006A068-6

八木 崇仁

Yagi Takahito

研究指導教員： 友添 秀則 教授

学校運動部と競技団体の連携に関する一研究
～学校運動部の地域移譲政策を手掛かりに～

目次

序章

第1節	研究の動機	p. 1
第2節	研究の目的	p. 2
第3節	研究の方法	p. 2
第4節	研究の対象と定義	p. 2
第5節	先行研究の検討	p. 3
第6節	研究の限界	p. 5

第1章 伝統的な学校運動部の実践

第1節	戦前における精神主義的実践の誕生	p. 6
第1項	学校運動部の誕生	p. 6
第2項	学校運動部の実践モデルとなった一高野球	p. 7
第2節	戦後における国内のスポーツ体制と学校運動部	p. 9
第1項	戦前からの精神主義的実践の継承	p. 9
第2項	「オリンピック主義」の台頭と「対外競技の基準」の緩和	p. 13
第3節	学校運動部の統括組織～学校体育連盟～	p. 21
第1項	財団法人日本中学校体育連盟の成立とその役割	p. 22
第2項	財団法人全国高等学校体育連盟の成立とその役割	p. 24
第3項	戦後確立した学校運動部管理体制の問題点	p. 25

第2章 学校運動部の地域移譲政策をめぐる動向

第1節	「スポーツ振興基本計画」をめぐる動向	p. 31
第1項	文部省「スポーツ振興基本計画」までの答申等	p. 31
第2項	「スポーツ振興基本計画」以降の諸スポーツ統括団体の動向	p. 34
第2節	「スポーツ振興基本計画」の具現化～総合型地域スポーツクラブの成立～	p. 36
第1項	文部省によるモデル事業	p. 36
第2項	日体協による推進事業	p. 38
第3項	総合型地域スポーツクラブに関する課題	p. 40
第3節	「スポーツ振興基本計画」の具現化～国際競技力向上～	p. 41
第1項	JOC、JISSを情報源に実施される「タレント発掘事業」	p. 41
第2項	競技団体による「エリートプログラム」	p. 43
第3項	学校外の競技力向上実践の検討	p. 44

第3章 「エリートプログラム」における競技力向上の実践

第1節	各競技団体の「エリートプログラム」における実践	p. 48
第2節	サッカー「JFA アカデミー福島」の設立と日本サッカー協会の選手育成	p. 50
第1項	日本サッカー協会が実施する一環指導体制の全体像	p. 50
第2項	福島県での「エリートプログラム」実践構想	p. 54
第3節	「JFA アカデミー福島」の特徴	p. 56
第1項	福島県と日本サッカー協会の連携	p. 56
第2項	フランス「国立サッカー学院」をモデルにした実践	p. 59
第3項	「JFA アカデミー福島」の検討	p. 65
第4章	「エリートプログラム」から導き出される学校運動部の実践	
第1節	競技団体による学校運動部統括への参加	p. 74
第2節	「学校運動部地域移譲政策」に向けた中・長期的対策	p. 75
第3節	学校体育連盟による学校運動部の教育的性格の維持	p. 75
結章		
第1節	本論文の総括	p. 78
第2節	今後の課題	p. 81
参考文献一覧		p. 82

謝辞

序章

第1節 研究の動機

筆者は学校運動部に所属した経験をもっている。学校運動部での活動は筆者に貴重な人生経験を与えてくれた。貴重な経験を与えてくれた学校運動部に感謝の気持ちをもっている。しかしその反面、筆者の所属していた学校運動部にみられた勝利至上主義的な風潮や、指導者に強要された精神主義的実践にはいささか疑問をもっていた。やがて新聞等での報道や、大学・大学院での勉強を通じて学校運動部の勝利至上主義や精神主義的実践が私の周りだけではなく社会的な問題であることを認識した。

筆者が多くのことを学び、人格形成の場として貴重な場であると感じる学校運動部において勝利至上主義や、非科学的実践である精神主義的実践等の反社会的ともいえる実践が蔓延していることは非常に残念なことである。

一方、文部省によって2000（平成12）年に出された「スポーツ振興基本計画」以降、JOC（Japan Olympic Committee）の「ゴールドプラン」、日本体育協会（以下「日体協」と略す。）の「21世紀の国民スポーツ振興方策」等によって総合型地域スポーツクラブや学校外における選手育成プログラムの実施が本格化している。

また、最近ではオリンピックトリノ大会での日本人選手の成績不振を受け、これまで文科省が扱ってきたスポーツを、「スポーツ庁」（2009年の設立が目指されている）で取り扱おうという動きが政府与党を中心に起こっている。自由民主党は2007（平成19）年10月に「スポーツ国立調査会」（仮名）を設立しており、同調査会は「スポーツ庁」の設立によって現行のスポーツ関連政策費約180億円を約6倍の約1000億円に引き上げ、更に学校中心だったスポーツ環境を学校外へと移行させることを狙っている（産経新聞、2007.10.28）。

学校運動部が担っていた競技力向上の一部は確実に学校外へと移され始めており、今後その傾向は進むと考えられる。しかし学校運動部は独自の管理体制の下で閉鎖的ともいえる競技環境を作り上げており、徐々に学校外で実践されている最新の取り組みから遅れをとりはじめている。

そこで、学校運動部の競技力向上の実践について再度考察したうえで、いかに学校運動部が学校外の実践とつながりを持ち、情報交換等を行うべきかを考察したい。

第2節 研究の目的

本研究では学校運動部がもつ体質と、2000（平成12）年文部省「スポーツ振興基本計画」以降、学校外で広まる生徒の競技力向上の実践を照らし合わせ、両者の長所と短所について考察し、互いに是正・補足しあいながら展開される健全で活発な生徒の競技力向上実践について提案する。

第3節 研究の方法

本研究は競技団体による競技力向上の実践を参考に、学校運動部での実践を検討する事例研究である。また、事例として中心的に扱った日本サッカー協会の「JFA アカデミー福島」に関する情報を得るため、同アカデミーの島田信幸ヘッドコーチへのインタビューを行った。

一部、高校サッカー部の取り組みを把握するために、千葉県の市立船橋高等学校サッカー部の石渡靖之監督、群馬県の前橋育英高等学校サッカー部山田耕介監督への電話インタビューも行った。

第4節 研究の対象と定義

本研究における「競技団体」は、日本体育協会に加盟するアマチュアスポーツ団体のことである。

「学校運動部」は中学、高校の学校運動部を示しており、対象も中学校と高校の学校運動部である。中学校と高校の学校運動部は第1章第3節で詳しく触れる学校体育連盟の統括対象となっており、そこではいくつかの特殊性の下で競技が行われている。

第5節 先行研究の検討

「スポーツ振興基本計画」以降の学校運動部への提言は大きく分けて二つある。一つ目は段階的な地域移譲、二つ目は引続き学校内で扱っていくというものである。

大竹らは、学校運動部の地域への段階的以降策を提案した。第一段階は学校運動部の管理体制の見直しの段階で、現在「学校対抗制」が原則とされている中学・高校生の競技会の基準を緩和し、学校内と外で情報や競技会の機会を共有する段階。第二段階は「学校対抗制」を完全に廃止し、学校運動部と地域・総合型地域スポーツクラブが「共存」する段階。第三段階は学校運動部を完全に総合型地域スポーツクラブに移行させる段階で、教員が指導を行う場合も地域や民間の指導者との交流を図り教員としての資質の向上につなげるなど、クラブが市場原理と結びつき、より発展する段階である(大竹、上田、2001p.276)。

中西は大竹らの段階的対策を基本に、1980年代後半から答申等で示されてきた「開かれた学校」観に学校運動部を近づけるために学校運動部は地域へと移譲されるべきとした。具体的には第一段階は「学校内部変革計画」であり、現在の学校運動部に季節によって異なる種目を体験できる「シーズン制部活動」、複数の種目に参加する生徒を集めた「複数種目制部活動」、ライフスタイルに合わせて参加できる「活動日・時間帯選択制部活動」、生徒の多様な要求に応えるために「エンジョイ活動部」、「競技力向上部活動」等を選択できる「コース選択制部活動」等を設ける段階。第二段階は「地域社会連携計画」であり、当該学校の資源不足を地域資源や総合型地域スポーツクラブに依存し、有効活用できるように協力・連携する段階である。更に学校運動部の指導者同士で情報交換を行い指導理念を共有するために連絡セクションを設ける。第三段階は「地域社会融合計画」であり、総合型地域スポーツクラブでの活動を学校運動部の活動として認め、生徒・地域住民の学習の場として、地域社会と共に運営の責任を持つことになる段階である。この段階では教員もメンバーとして参加し、地域住民と「共育・共汗・共働」する実施形態となり、生徒が学校を卒業しても引続いて総合型地域スポーツクラブで活動できるようになる。中西によれば、「開かれた学校」や「学校スリム化」を背景にした答申において示されてきた学校運動部のあり方は、いきなり第二段階(「地域社会連携計画」)から出発することになっているため無理があると主張する(中西、2003,pp.101-114)。

大竹らと中西に共通するのは段階的移譲対策であり、その第一段階には学校運動部自体の変化が求められていることである。ただ、競技力向上の観点でみると大竹らの場合は最

終の第三段階において選手育成実践が充実し始める。中西の場合は第二段階で指導者同士の連絡セッションが設けられ、指導理念を共有することになるが、具体的選手育成実践はどこで開発・統括するかが不明である。特に第2章で述べるように「スポーツ振興基本計画」で競技力向上に求められている一環指導体制の確立には、諸スポーツ統括組織、地域、学校が連携をとって実践されており、学校運動部内の範囲だけでは実現は難しいといえる。更に、第1章第3節で述べるように現在日本の学校運動部で競技力向上を実践する中学・高校生の割合は極めて高い状態にあり、学校運動部における競技力向上の実践に空白期間が生じるとその影響は多大である。換言すると、学校運動部における選手育成実践の充実には第一段階に位置付ける必要がある。

神谷らは中村が提案した教科体育の延長としての学校運動部の位置づけについて再考した(神谷、高橋、2006,pp.1-14)。中村は、スポーツを学校で行う以上、教育的意義が保障されなくてはならないとし、教科体育で学んだ内容を学校運動部で深め、部員が得た成果は部員による「校内スポーツ大会」等の開催・部以外に組織されたサークル活動の支援などによって、その他の生徒に還元される仕組みを提案している。

また、学校運動部の基礎となる教科体育の内容は、歴史領域(スポーツの発展・思想史等)、技術領域(実習、実験等で技術を学ぶ)、組織領域(スポーツを取り囲む社会の組織、政策等)の三領域から構想され、学校運動部での体験を通じて教科体育の内容をより深く学ぶことができるようになっている。

神谷らは学校運動部が技術領域の発展学習の場として担う機能や、成果が全校生徒に還元される仕組みは現在の学校運動部が抱えている非科学的トレーニングや、学校での曖昧な立場を解決する方法として注目している。

中村の提案では教科体育で学んだ科学的なスポーツ実践を学校運動部で更に深く研究し、その成果を部員以外の生徒へと還元するとしているが、第2章で述べるようにスポーツ、特に競技スポーツの科学的実践の追及は国の政策レベルで推進されており、その研究・実践は学校から切り離されている。現状としては教科体育で基礎を学び、学校運動部内での独自の研究で充実した競技力向上の実践を実現するのは容易ではない。国家政策として求められている一環指導の実践ともなれば、更に学校内だけでは難しい。

以上でみた「スポーツ振興基本計画」以降の学校運動部への提言は、学校運動部の段階的地域移譲や学校運動部の存在意義の保護を提案するも、競技力向上の対策の部分では学校運動部内での解決が提言されており、複数の組織によって初めて実践が可能となる一環

指導や学校外で最新の科学的ノウハウや海外からの情報を基に作成する選手育成プログラムの具現化は難しい。

そこで本研究では学校外における実践にも注目し、学校運動部の競技力向上の実践のヒントとする。また、中・長期的対策として地域スポーツとの連携を視野に入れた対策についても視野を広める必要もある。

第6節 研究の限界

学校外の取り組みとして日本サッカー協会による、国内では先進的事例となっている一環指導体制や「エリートプログラム」を中心に考察し学校運動部への提言を行う。一つの種目の取り組みから学校運動部全体の取り組みを導き出すことになるので、種目ごとの特徴に応じた個別的対応までは触れることはできない。

引用・参考文献

- 1)産経新聞、2007年10月28日
- 2)大竹弘和、上田幸夫(2001)、地域スポーツとの「融合」を通じた学校運動部活動の再構成、『日本体育大学紀要 30(2)』、pp.269-277.
- 3)中西純司(2004)、「教育コミュニティ」を創る学校運動部のイノベーション戦略の検討、『福岡教育大学紀要 53(5)』、pp.101-114.
- 4)神谷拓、高橋健夫(2006)、中村敏雄の運動部活動論の検討、『体育科教育学研究 22 (1)、pp.1-13.

第1章 伝統的な学校運動部の実践

第1節 戦前における精神主義的实践の誕生

第1項 学校運動部の誕生

学校におけるスポーツは、教科体育よりも課外における導入の方が早かった。1873（明治6）年以降、旧制学制における中等学校や東京大学の前身である第一高等中学校（以下「一高」と略す。）等のエリート校で、外国人教師のホーレス・ウィルソン、フレデリック・W・ストレンジ、ジョージ・A・リーランドらによって野球、漕艇、陸上競技等の外来スポーツが導入された（舛本、2001,p.265）。明治10年代までは課外のスポーツは未組織の段階であったが、1880年代後半には、全国的に活動が広まり、各学校で複数の種目が部として行われるようになると、それを一つにまとめるため各学校に「校友会」を結成する動きが現れた（井上、1970,p.246）。

1889（明治22）年には、東京府尋常師範学校が、学生の貧弱な身体の鍛錬や衛生上の理由から学校運動部を必修化したのを皮切りに、明治期の各学校は学校運動部を必修化した（井上、1970,p.246）。

東京府尋常師範学校での学校運動部必修化の理由は、体を動かすことで健康な身体を鍛え上げることが目的とされ、校医の意見に基づいたものであった（井上、1970,p.246）。

しかし、1890（明治20）年代後半になると心身の「積極的」な鍛錬を目的に実施されるようになる（井上、1970,p.246）。

学校運動部が活発になり次第に文部省による管理が施される。1926（大正15）年、文部省は課外のスポーツに関する「文部省訓令第3号」を出し（竹之下、1950,p.134）、ここでは盛んに行われていた学校のスポーツに更なる管理を与え、自主的な活動で、教育的配慮を怠らないよう注意が促された。

その一方で、比較的古くから実施され最も広く普及し、その他の種目でも運営のモデルとされていた野球は多くの問題が発生していた（梅本、1969,p.432）。そのため、野球の健全な実施を図るため文部省は1932（昭和7）年「野球の統制ならびに施行に関する件」（「野球統制令」）を出した。そこでは、野球が特に古くから行われ、一般民衆に及ぼす影響も大きいとして、中等学校における野球の全国大会は当時新聞社が主催していた二つの

大会それぞれ一回ずつとされ、対外試合は土曜日の午後または休日に限って行うことなどの制限が設けられた（文部省、1932）。

当時の日本で広く普及し、問題を噴出させていた野球とはどのようなものだったのか。

第2項 学校運動部の実践モデルとなった一高野球

日本における学校運動部の実践モデルとなったのは、日本で初めて野球が伝えられ、実践も盛んであった一高での取組みであった。一高の野球について詳しい清水や佐山によれば、エリート集団として日本の将来を背負う一高での野球は、優秀な国士を育てる学校風土と相まって、楽しむことを許されない修養的な実践が行われ、更にその実践は日本全国に広まったとしている。

日本で初めて野球が行われたのは1872（明治5）年アメリカ人教師ホーレス・ウィルソンによって第一大学区第一番中学（後の一高）の生徒に伝えられた時である（注1）。

アメリカでは、タウンボールという子どもの遊びがあり、それを基に大人の手によって「ベースボール」が生まれ、やがて人気を博し多くの見物人が集まるようになると、ショービジネスとして成立するようになった。それとは異なり、日本の「野球」は始めからエリートたちによって行われ始めた。そこでは、エリート意識と結びついた形で、独自の「一高式野球」、「精神野球」が生み出された（佐山、1998,pp.3-48）。

また、一高野球部監督の中馬庚が野球の方法について説明した『野球』（1897（明治30）、前川文学堂出版）があるが、同著は当時、野球を知るための唯一の資料であった（中村、1995,83）。

エリート校としての位置づけにあった一高は、高等中学校を国家主義教育の基盤として位置づけるという当時の文部大臣、森有礼の方針に影響を受け、将来の社会のリーダーとして期待されていた。そこでは、「校外一步皆敵」という意識を自覚させられ、「負けを許されない」校風があり、その校風と相まって野球部も厳格な実践が行われた（清水、1998,pp.125-129）。

一高の野球部は1887（明治30）年まで、国内の対校試合を始め、本場アメリカから来日した兵士たちで編成したチームにも勝利するなど、国内には敵無しの状態が続いていた。しかし、1887（明治30）年に格下の郁文館中等学校との試合に敗れ、更に1894（明治37）

年には早稲田大学、慶應義塾にも敗れ、両学に覇権を握られることになる。覇権を握った大学においても一高で培われた修養野球の精神は受け継がれることになり、その後もその伝統は続くことになる（飛田、1986,p.35）。そしてこれらの大学の野球部のメンバーによって各中等学校に修養野球の精神が伝えられ、次第に中等学校においても一高式の野球が普及していく。

「一高野球」あるいは学生野球の精神について早稲田大学野球部のOBである飛田穂洲は、「日本の学生野球は修養の野球であり、修養の野球は趣味をすら超越し、多くの場合苦痛の野球であり、虐待の練習ともなり、涙と汗と血の連続によってようやく選手の地位が保たれる」、「スポーツを遊楽であるかのごとく考えることはむろん邪道」などとし、こういった野球の精神を「純正野球道」と称した。また、飛田は「純正野球道」について以下のように説明している、

「ボールと心中する覚悟をもつてのぞむにあらざれば与えられたる練習に耐え忍んで一人前の選手となることはできがたい。これを野球選手『死の練習』と称し先人一高選手によって後世に残されたるものであり、日本の野球道はここから発せられている。この苦難練習は、ある場合は選手虐待の練習ともみえるけれども、武士道の野球を体得せんとせば、いかにしてもこの難関を突破せねばならない。ある場合この練習を卒業せんとせば死生の間を彷徨せねばならぬかもしれない。汗という汗を放出してしまつて、ボールの一步手前に泡を吹いて倒れるまで行われるのが真剣の練習である」（飛田、1986,p.48）

と述べる。「武士道」という言葉に象徴されるように、日本的な価値観に基づいて「ベースボール」が行われ、精神主義的実践が推奨されていたことが分かる。

一方、覇権を引き渡した一高では、1906（明治 39）年、それまでの「修養野球」に対して否定的意見を持つ新渡戸稲造が校長に就任した。そして新たな校長によって一高は新たな方向へと向かうことになる。

新渡戸は1911（明治 44）年 8 月 29 日から 22 日間に渡り、朝日新聞紙上において野球に対する批判記事（「野球害毒論」）を書いている。そこでは野球における勝利至上主義、学力低下、人格破綻等について触れられ、一高で培われた「修養野球」の傾向が批判された。この一連の記事によって新聞社は売り上げを伸ばすことになるが、そのことが新聞社

の視線を野球へと向けさせることになる。

野球の批判記事を掲載した朝日新聞は、今度は自らの手で野球を健全化するという建前で野球の全国大会を開催することになる（清水、1998,pp.194-200）。

1915（大正4）年には大阪朝日新聞社（現在の朝日新聞社）によって第一回全国中等学校野球選手権大会（現在の全国高等学校野球選手権大会）、1924（大正13）年には大阪毎日新聞社（現在の毎日新聞社）によって第一回全国中等学校選抜野球大会（現在の選抜高等学校野球大会）が開催されている。

健全な野球の実践を目指した新聞社主催の大会は、当事の野球に対する批判的立場を考慮し、厳格な選手像を作り出し、教育活動として健全な実践が試みられた。しかし全国大会の開催で野球が更に盛んになることで、精神主義的实践や勝利至上主義の問題は解決されることなく、かえって全国に広まることになる。そして上記の「野球の統制ならびに施行に関する件」が出されることになる。しかも現在の高校野球にも当時から指摘されていた問題は引き継がれている（江刺、小椋、1994,pp.33-34）。

こうして全国大会が開催され始めた1910年代から1930年代にかけて問題は修復されず、野球を中心に精神主義的实践が広まった日本の学校スポーツは臨戦期に入る。

1943（昭和18）年には学生生徒のスポーツ大会が廃止され、翌年には「勤労即教育」のたてまえから継続的な学徒動員にはいる。そしてこのころになると学校運動部のスポーツ活動は影を潜め、グライダー訓練、通信訓練、機甲訓練、馬車訓練等の、戦闘に直結する活動へと変わっていった（井上、1970,p,251）。

第2節 戦後における国内のスポーツ体制と学校運動部

第1項 戦前からの精神主義的实践の継承

第二次大戦後、民主化・非軍事化を中心に進められたアメリカの対日政策の下でスポーツも再出発を迎える。教育面では、1946（昭和21）年4月7日に発表された「第一次アメリカ教育使節団報告書」のなかで「スポーツマンシップと協力の精神とが有する固有の価値を、学校は認識すべきである家庭や行き止まりの横丁で行って、しかも、身体の調整価値を持つ運動部競技を、極力発達せしむべきである」、「体育諸協会、青年団体をふくむ

非軍事的競技団体を激励して、ふたたび活動を開始させなくてはならない」、「我々は体育において、日本の前進は可能であると信じる。その組織には多くの長所があり、その人的要素は西洋諸国にくらべても見劣りがしない」（アメリカ教育使節団、1946）と、軍事的な運営を警戒しつつも当時日本が有していたスポーツ体制に一定の期待と信頼を寄せ、学校教育におけるスポーツを推奨した。更に、1947（昭和 22）年「学習指導要領 一般編（思案）」では「自由研究」が選択必修科目として教育課程に組み込まれ、学校運動部も「スポーツクラブ」として含まれた（注 2）。同年、「野球の統制ならびに施行に関する件」は、1946（昭和 21）年に発足した日本学生野球協会および高校野球連盟（以下「高野連」と略す。）による野球の自主的統制管理を尊重するため、1947（昭和 23）年「学生野球の施行について」（文部省、1947）で廃止された。

アメリカの対日政策の下でスポーツが推進されたのは学校教育に限らず、現在の日体協である大日本体育協会を中心的組織として国民全体が対象とされた（関、1970,p.131）。

しかし、結果的には学校運動部において戦前の精神主義的な運営方法が受け継がれていくことになり、戦前からの体質が改善されぬまま、オリンピック東京大会を機に台頭した「根性主義」等が影響し、その体質は更に強まることになる（城丸、1993,pp.302-305）。

また、現在の学校運動部においても、学校運動部の精神主義的な実践は指摘されている（藤田、1988,pp.94-115）（中村、1996,pp.89-130）（舛本、2001,pp.262-263）。

戦後の学校スポーツは民主化を図ろうとした。しかし、結果的に学校運動部に精神主義的実践が引き継がれたのは何故か。

戦前から「大日本体育協会」として日本のスポーツを統括してきた日体協は 1945（昭和 20）年にアメリカ軍総司令部（General Headquarters）（以下「GHQ」と略す。）からだされた廃止命令によって解体され、翌年 1946（昭和 21）年 1 月に再び民主主義的スポーツを振興する新生の日体協として再出発した。

同協会は、当時理事を務めた清瀬三郎を中心に競技力向上に偏重していたスポーツを修正し、より大衆に向けたスポーツの推進（「大衆化路線」）を目指して活動を開始した。ただ、一方では同協会内に、水泳協会代表も務めた田畑政治を中心とする、競技力向上重視派（「高度化路線」）もあり、その後の日体協の方針に影響を与えていくことになる。

戦後直後、日本のスポーツの環境が学校に集中していたことから、日体協が「大衆化路線」、「高度化路線」どちらを重視するかは学校におけるスポーツに直結した事柄であったといえる。

新生の日体協はまず、清瀬三郎自身による「清瀬構想」によって日本のスポーツを大衆化に向けて改革していこうとする意思を示した。構想のなかでは、「唯一の民主主義的体育たる大日本体育会は日本における体育の責任国体として…学徒たると社会人たるとを問わ」ない働きかけを行っていくことが運営の前提であるとして、つづいて以前の日体協の運営に対して「とかく中央のみ大にして地方末端における浸透力薄きの感があった。この変態的な形は当然正道にもどされるべきであって、地方末端に沸々と立ち上がる国民全般の体育熱があって始めて中央組織の存在の意義がある」、「逆のピラミッドは正常の形になおさるべきである」、「大衆をしてスポーツに親しましめ、青少年をしてスポーツへ精進する環境を作らなければならない。我が体育会もこの重任を仕遂げなければならないと覚悟をしている次第である」と示されている(清瀬、1946,pp.1-4)。

清瀬によるこの構想は日体協の「大衆化路線」の基となる。更に、当時の日体協内では全国大会開催を求める意見が多く、1946(昭和21)年2月の理事会では国民体育大会の開催が決定された(日体協、1963,p.88)。また、日体協の活動費の90パーセント以上が国の援助によるものであったという背景もあり、全国的な大会の開催は日体協の存在意義でもあった(内海、1993,p.37)。当時の国民体育大会の趣旨は、

「一日も早く民主国家を再建し、日本国家を再建することは戦後に於けるわが国の責務である。我国体育の責任団体である本会は体育を通じて此の重責を果たす可く最善の努力を払いつつあるのである。スポーツが国民文化の向上、国民思想の民主化に大きい役割を占めることは言をまたない。又健全娯楽として青少年の思想を善導する上に於いてスポーツの有する意義も極めて深い。この意味において本会は本年度特にスポーツの奨励に意を用ふると共に、その一助として本年秋を中心として全国的国民体育大会を開催せんとするものである。終戦後漸く一カ年を経過遷せんとする今日世情未だ常態に復さない憾みがなしとはしないが本催が我國民民主化の促進、国民健全娯楽の振興に幾分でも寄興するところあるならば幸いである」(日体協、1963,p.100)

とされ、全国大会の開催が戦前にみられた国威発揚につながらないように注意が払われた。

日体協によれば、第一回国民体育大会には物資の欠乏、食料の不足、輸送の困難等にも関わらず全国から五千人を越える参加者が集まり「喜びに溢れ、一面また立ち上がる民族の意気を示して、大成功裏」に大会を終えたと記録されている(日体協、1963,p.100)。

戦後のスポーツが「大衆化路線」をとって直ちに出発できた背景には、スポーツを民主主義形成の一つとして重要視した GHQ の方針があったが、同時に CIE(Civil Information and Education Section) (民間情報教育局)は、日本の近代日本体育・スポーツの欠点として次の事柄を挙げた。①競技主義的偏重、②国民的普及の貧困、③団体・行政の中央集権主義的官僚統制である。さらに日本人として初めてオリンピックメダリストとなった織田幹雄は「日本人は自己鍛錬・性格形成の手段として競技をとらえ、その結果、スポーツを至極真面目に考え、競技大会では強烈に重視したがる」と CIE の見解を裏付けている(草深、1986,pp.472-473)。また、教育施設団の一員であったチャールズ・H・マックロイは、日本の実践が大衆のことを考えず「一部のエキスパートによる競技主義的スポーツへ関心を集中させるような異常な圧力」があることを批判している(草深、1986,p.472)。

日本の伝統的な悪しきスポーツ実践から学校運動部を守るために、文部省は諸通達によって対策を講じた。

「対外競技の基準」に関しては後で詳しく述べるが、1946(昭和 21)年に通達された「学校校友会運動部の組織運営に関する件」(文部省、1946)(注 3)では、学校運動部での戦前の軍事目的の統制が撤去され「課外運動としての校友会運動部の適正な組織運営は民主主義的体育振興の原動力」としてその機能が期待された。文部省は続いて 1948(昭和 23)年「学徒の対外試合について」(文部省、1948)を通達している。この通達は、先の「学校校友会運動部の組織運営に関する件」と実際の現場実践とのギャップが指摘されたため、不合理で非民主的な体質の改善を求める対策として発せられたものであるが、スポーツによる民主主義形成を教育の一課題として据えた「第一次アメリカ教育施設団報告書」が発表されたのが 1946(昭和 21)年なので、戦後直後から約 2 年間は、少なくともスポーツの「自主的・民主的」実践の実現は達成されなかった(梅垣、1997,p.347)。

文部省による学校運動部への対策を挫折させた背景として、以下で述べるようにアメリカによって推奨されたスポーツの解釈をめぐる誤解があったといえる。

「第一次アメリカ教育使節団報告書」のなかでは、スポーツマンシップの精神が、民主主義的態度の形成に一役買うことが示唆され、学校教育においてもスポーツを通じた教育活動は注目されており、その機会として家族や近隣の人々でスポーツが実践できるような環境整備・スポーツ中心の学校体育が求められた(アメリカ教育使節団、1946,pp.161-165)。

しかし、同報告書で扱われた「スポーツ」が実践形態に関係なく民主主義的態度を形成できるという解釈が現れた。大谷は「何の苦勞もなく、然かも極めて端的に民主主義の行

者になれる道がある。それは外でもない。ただスポーツを実践すればよいのである。昔から、スポーツマンは自由主義者であると云われてゐるが、事実スポーツを行へば、誰でも自由主義者になれるのである」(大谷、1946,p.2)と述べている。当時の日本国内では、教科体育や学校運動部を指導する立場にあった者は、自分達が軍国主義・皇国主義的教育の履修者として抑圧されてきたこともあり、民主化・非軍事化社会の下で求められる指導者像を模索することが困難であった。大谷による主張は、その象徴ともいえる。結果的に現場では具体的な指導の方法論が育たず、「ただスポーツをすればよい」といった「スポーツおぶさり論」が生じることになった(草深、1987,pp.471-472)(内海、1996,p.299)。

結果的に具体的な方法論を成熟できなかつた学校運動部は、戦前から続く精神主義的な性格を維持することになる。

第2項 「オリンピック主義」の台頭と「対外競技の基準」の緩和

文部省は1946(昭和21)年の「学校校友会運動部の組織運営に関する件」から学校運動部の過熱化を警戒し、1979(昭和54)年まで定期的に通達を出し続けた。しかし、後で述べるように、継続的に基準を出してきた過程で、1954(昭和29)年以降の「対外競技の基準」は緩和の一途をたどった。

「対外競技の基準」が緩和され始める5年前の1949(昭和24)年、陸上競技連盟を始め各競技団体が続々と国際復帰し、その頃からオリンピック選手の育成を名目に日本のスポーツは「大衆化路線」を捨て、「オリンピック主義」を中心とする「高度化路線」へと方向転換することになる(関、pp.154-155)。1950(昭和25)年には、日体協のなかに国内委員会と国際委員会が設けられ、後者は国内オリンピック委員会(National Olympic Committee)としての機能をもつようになった。それ以降は、日体協内で清瀬を中心に主張されていた「大衆化路線」と、それに対抗していた田畑を中心とする「高度化路線」が、それぞれ単独で事業を推し進める組織体制が確立した。1960(昭和35)年になると、「東京オリンピック選手強化対策本部」が設けられ、田畑は本部長に就任した(日体協、1986,p.131)。

オリンピック東京大会(1964(昭和39)年)が近づくと、「オリンピック主義」は更に強調され、選手指導のガイドラインとして日体協は「コーチの描く選手像」(日体協、

1962,p.25) (注 4)を出した。そこでは、選手たるもの勝負に全てを捧げるべしといった勝利至上主義的の傾向が強調されている。1950年代に台頭した「オリンピック主義」によって「高度化路線」の要請がスポーツによる民主主義形成を目指したアメリカの対日政策や、スポーツの大衆化を標榜した「清瀬構想」の一連の動きを退ける結果となり、学校運動部においても「対外競技の基準」の緩和により、「自主的・民主的」の十分な成熟を待たずに従来の精神主義的実践とともに「高度化路線」が強調されていくこととなる。また、戦後から若年層のスポーツの環境が学校に集中していたことから、上記の「高度化路線」は学校運動部に直結することになり、「スポーツおぶさり論」や競技団体からの要求により、精神主義的実践と競技力向上が同居する結果となった。

文部省の「対外競技の基準」では、1946（昭和 21）年に通達された「学校校友会運動部の組織運営に関する件」で示された学校運動部の「民主主義的体育振興の原動力」としての役割をより具現化するため、1948（昭和 23）年以降数回通達された。だが、その過程では文部省による学校運動部への対策が競技団体からの要求によって緩和されたことが表れている。

「対外基準の基準」の変遷

「対外競技の基準」とは、競技団体が中心になって開催していた競技会の他に、学校教育活動として開催される競技会の範囲について基準を設けたものである。

「対外競技の基準」は、1946（昭和 21）年「学校校友会運動部の組織運営に関する件」の内容と、現状のギャップが通達の背景にあったとされる 1948（昭和 23）年「学徒の対外試合について」を最初として、1979（昭和 54）年「児童・生徒の運動競技について」に至るまで計 6 回出されている。（2001（平成 13）年には「児童・生徒の運動競技について」によって廃止）

「対外競技の基準」の変遷は 2 回目以降一貫して緩和の一途をたどることになり、そこでは競技団体の要求が学校に影響を与えたことが表れている。

1946（昭和 21）年「学校校友会運動部の組織運営に関する件」では、「民主主義的体育振興の原動力」として学校運動部が期待され、生徒の積極的な参加が促された。

対外競技については、「都道府県…地域又は全国的体育運動競技団体と十分に連絡すること」にとどめ、具体的な開催回数については触れられなかった。

①「学徒の対外試合について」1948（昭和 23）年

この通達では、「運用の如何によつては、ややもすれば勝敗にとらわれ、心身の正常な発達を阻害」するという懸念に基づき、対外競技について中学生は「対外試合よりもはるかに重要なものとして校内競技に重点」、高校生は「地方大会に重点をおき、全国的大会は年一回程度にとどめる」とされた。ここで中学生は校内競技重視、高校生は年一回の全国大会となり、明確な原則が課されることとなった。

当事学校運動部の運営で問題とされていたことのなかに、戦前から続く精神主義的実践が含まれていたことは既に述べたが、文部省がこのような注意を促した背景には科学的観点から「心身の正常な発達を阻害」することを危惧したことの他に、民主主義国家として生まれ変わった日本において学校運動部では依然として民主主義に反した実践が行われていたことがあった。

通達では「学徒の心身の発達段階に関する化学的基礎に準拠」することが促され、その後「わが国の現実の社会的、経済的客観情勢をも十分に考慮した合理的立場において企画運営されなければならない」、更に「真に民主的教育の目的に合致するために従来 of 対外試合にたいも鋭い反省」を加えるべきとしている。

②「学徒の対外競技について」1954（昭和 29）年

1948（昭和 23）年の通達が十分な効力を成したか答えを待たずして、日本水泳連盟の強い要望から、1954（昭和 29）年の「学徒の対外競技について」によって基準が緩和されることになる（文部省、1954,p.12）。通達では、中学生の対外競技が「府県内の競技会にとどめ」、隣接する県およびブロックの大会は「府県大会より小範囲」のものならば宿泊を要しない範囲で参加可能、「個人競技では、世界的水準に達しているものおよびその見込みのあるもの」の参加を認めるなど、校内競技に重点をおく方針は改められた。

③「学徒の対外運動競技について」1957（昭和 32）年

続いて 1957（昭和 32）年の「学徒の対外運動競技について」（文部省、1957）では、主催は教育関係団体（注 5）に限られていたものが、高校の競技会において教育関係団体以外の団体を加えることが出来るようになった。

④「学徒の対外運動競技について」1961（昭和 36）年

1961（昭和 36）年の「学徒の対外運動競技について」（文部省 1961）では、1959（昭和 34）年にオリンピックの東京誘致が決定し、競技団体からの基準緩和の要請が一層高まった。実際に「オリンピック東京大会開催等の事情を考慮」するとして、中学生について隣接県との大会は宿泊を要さない範囲で参加可能になり、国際的競技会および日本選手権大会への参加を、「世界的水準に達している者またはその見込みのある者」から「特にすぐれた者」へと緩和された。また、水泳競技については、その特殊性にかんがみ、一定の水準に達した者を選抜しておこなわれる全国大会の開催を認めるとされた。

⑤「児童生徒の運動競技について」1969（昭和 44）年

1969（昭和 44）年の「児童生徒の運動競技について」（文部省、1969）では、「学校教育活動としての対外運動競技」と「学校教育活動以外の運動競技」という識別がなされ、中学生でも「競技水準の高いものを選抜して行う全国大会」は学校教育活動の内外でそれぞれ一回の出場が認められた。

基準緩和の直接的な要因としては、東京大会以降、競技団体から強まる選手強化の低年齢化という要因が大きかった（内海，1993，p.215）。

⑥「児童・生徒の運動競技について」1979（昭和 54）年

1979（昭和 54）年の「児童・生徒の運動競技について」では、高校生の全国大会参加が年 1 回だったものが、年 2 回まで認められるようになった。

「対外競技の基準」の廃止

2001（平成 13）年の「児童生徒の運動競技について」（文科省、2001）では、「学校の自主性・自律性を確立し、学校が自らの判断で特色ある学校づくりに取り組むことが必要」、「児童生徒の運動競技についても、各教育委員会や学校の判断により行われることが適切である」ことから、1948（昭和 23）年から通達されてきた「対外競技の基準」が廃止されることになった。ただ、別添の通知（文科省、2001）では「目安となる新しい基準」も示された。そこでは中学生に関しては、以前は「都道府県内を原則」、全国大会は「陸上競技、水泳のように個人の成績で選抜できる種目等を除き、地方ブロック大会において選抜されて者が参加」だったものが、「都道府県内における開催・参加を基本」、全国大会参加の制限はなくなり「年 1 回程度」となった。高校生は「都道府県内を原則」、全国大会へ

の参加は「年 2 回」だったものが、都道府県内重視の項目が削除され、全国大会については「学校運営や生徒のバランスある生活に配慮」とされ、「年 2 回程度」とされた。「対外競技の基準」が廃止された現在では、学校運動部の実践の管理は、各学校・教育委員会の主体性尊重される形となっている。

いつしか「対外競技の基準」から「わが国の現実の社会的、経済的客観情勢をも十分に考慮」、「民主的」といった文言が消え、競技団体からの要求の受入れと、単に「心身ともに健全」といった抽象的な規定にとどまるようになった（中村、1965,p.39）。

ここで問題となるのは、競技力向上の良し悪しではなく、学校運動部の現場において精神主義的实践が払拭され、戦後の社会に適応した実践が定着する前に、競技団体からの要求を受け入れ、競技力向上の場としての性格を強めたことである。

戦後、「対外競技の基準」が緩和され、中学・高校生の競技（学校教育活動としての）の機会が拡大されるようになると、次節で挙げる学校運動部の統括組織の役割が求められることになる。

注

1) 野球が伝わったのは 1973（明治 6）年、開成校においてであるとする説もあるが、どちらにしても後の一高であることは変わらない。

2) しかし、その後 1951（昭和 26）年の「学習指導要領一般編（思案）」で「自由研究」が廃止され、「選択教科」から自由参加へと参加形態が変わり、教科編成から外れた。名称も「特別教育活動」となり、そのなかに「クラブ活動」（現在は廃止）の一つ「スポーツクラブ」として含まれた。

3) 「学校校友会運動部の組織運営に関する件」は以下に示す通りである。

発体第 73 号

昭和 21 年 6 月 1 日

高等学校、専門学校長

教員養成諸学校長 殿

地方長官

学校校友会運動部の組織運営に関する件

学校体育全般の取組みについては目下検討されつつある教育の制度及内容に応じて更めて決定して指示する想定であるが当分の問正課時に於いては昭和 20 年 11 月 6 日発体第 80 号「学校体錬科教授要項(目)(綱)ノ取扱ニ関スル件」並に昭和 20 年 12 月 31 日初体第 100 号「学校体錬科関係事項の管理徹底に関する件」通牒に基づいて実施の正課時以外の体育(課外体育運動)については差当り別紙「学校校友会運動部の組織運営の参考」に依って夫々地方の実情に応じて具体的方途を講じて適切な指導助成に務められたい。

学校校友会運動部の組織運営の参考

学校体育は正課体育、課外体育及社会体育の一環活動によって其の成果を期待し得るのであるが、特に課外運動としての校友会運動部の適正な組織運営は民主主義的体育振興の原動力であって、今後の学校体育振興上極めて重要な意義をもつものであるから、其の組織並びに運営に当たっては特に左記事項を参考とし、教職員は進んで之に関係し生徒は正課営業の余暇を善用して自発的に創意工夫をこらし、教職員生徒が相協力して其の成果の発揚に努める。但し国民学校では適宜の組織によって実施し、青年学校では中等学校校友会に準ずる組織(青年団の当該組織を活用するも可)で実施する。

一、教職員は進んで之に関係し生徒と共に楽しく運動競技を愛好実施して、相互に信頼の度を深め相協力して心身の錬磨向上を図ること。

二、生徒は教職員の指導のに、自発的に運動競技を楽しく実施することによって、心身の鍛錬を図ると共に、之を通じて自治共同、規律、節制、責任完遂、社会生活に必要な諸徳を体験し、之を日常生活に実現するよう努めること

特に各運動競技会に参加の際は徒らに勝敗にこだわることなく、自己の全力を正しく発揮すると共にアマチア精神、特に学生競技者精神を尊重し、飽くまでも生徒としての本分を守り、言語、態度等を始め、行動の凡てを通じて高潔なる品格を保つことに努め、かりそめにも昂奮の余り野卑乱暴の振舞に及ぶことのないやう自粛して常に斯界の先達となるやう努める。

三、校友会運動部の組織は施設、用具等を考慮して夫々地方、学校の実情に応じて可能なものから実質的に之を整備すること。

尚体育運動の施設及用具等を愛護する習慣を養ふと共に進んで用具の修理製作等についても創意工夫するやう指導すること。

四、校友会運動部は部員の入部を強制したり、部員を機械的に配分するやうなことを避け、努めて全生徒が自ら愛好する運動部に参加して之を実施するやう指導すると共に所謂運動部割拠の弊に陥らず広

く全校生徒が利用し得るやう組織し運営すること。特に選手又は運動部以外の者は体操、プレーグラ
ンドボール、ハイキング等平易に実施し得る運動種目を選んで実施すること。尚これ等のために特別
部を設けることもよい。

五、学年、学級組、寮、学区、学域対抗等各種の校内運動会、競技会等の施設を講じて健全明朗な全校
運動の普及を図ることが最も必要であるが、食糧、交通、学業等の諸事情を勘案して適当な対外的体
育大会、競技会、試合等にも参加して一層高度の体験を得ることが望ましい。但し国民学校児童は主
として校内大会に止め対外的試合等への参加は年令、性別等によって厳選せねばならない。特に初等
科の児童が試合参加のために特殊な準備をしたり、遠距離の旅行をすることは成るべく避けた方がよ
い。

六、運動種目は各自其の季節に最も適するものを季節毎に選抜して実施すること。従って校友会運動部
の各部は其の種目の最も適する季節に活動の重点を置き季節外（シーズンオフ）には成るべく競技会
を計量したり、参加しないこと。尚季節外になった部の部員は随時他の適当な運動部に加入すること
が出来るやう組織し運営することが望ましい。

七、青年学校では特に日常の勤労状況に応じて興味ある運動種目を重点的に選抜し、毎日多少に拘わら
ず之を実施して体育運動に対する高尚な興味を養ひ、高潔な品格を保持しめるやう指導すること。特
に教職員は運動競技を理解し其の指導力の強化向上を図るやう自ら努力研究すること。

尚民謡、舞踊等体育的見地より適当なものは適宜に選抜して指導することが出来る。

八、運動競技実施に当たっては健康の程度、種目、実施程度等に留意し、熱中のあまり練習が過度にな
って健康を害するやうなことの無いやう指導すると共に強健でない者のためには特別部を設ける等其
の実施の適正を図ること。

九、学校の施設資材等で社会体育振興のために適当なものは能ふ限り学校外の者に利用させると共に、
教職員は進んでその指導に協力すること。

十、対外的体育大会、競技会、試合等の運営の細部については中学校以下の学校は都道府県、高等専門
学校以上の学校は地域的又は全国的体育運動競技団体と十分連絡すること。

十一、学生生徒の体育運動団体は各学校の校友会を基盤として結成さるべきものであるから関係学校、
関係官庁等と十分協議して其の組織並に運営の適当を図ること。

4)「コーチの描く選手像」は以下の通りである。

「コーチの描く選手像」

〔I〕選手の立場と使命

- 1、選手は多数の競技の中から選ばれたエリートとして自覚と誇りをもつと共に、課せられた使命の重大さを自覚する。
- 2、選手はオリンピック東京大会において、勝利を勝ちとるために、日常生活を規制し練習に打ち込む。
- 3、選手は試合における行動と結果が直ちに我が国民の体力水準を世界に示し、国民の意気を高揚する機会となることを心し、勝利に向かって総力を結集する。

〔Ⅱ〕練習の意欲

- 1、選手は自己の力、否、人間の力の限界に挑んで練習に総力を結集する
- 2、選手は他人の二倍も練習し、試合でたじろかない自信を獲得する。
- 3、選手はコーチを心から信頼すると共に、自己の体力の特質をつかんで、創意に富んだトレーニングを工夫する。

〔Ⅲ〕競技生活の規制

- 1、選手は本務以外の全てを競技に捧げ、あらゆる誘惑や欲望をおさえて練習中心の生活を打ち立てる。
- 2、選手は勝利への長い道程に起るいかなる困難に組んで、それを克服する。
- 3、選手はスポーツ以外の生活でも、スポーツマンとして他の規範となる行動をとる。

〔Ⅳ〕

スポーツ精神の確立

- 1、選手は旺盛なファイティング・スピリットとフェアな精神をもって競技する。
 - 2、選手はチームの一員として、自己の役割を自覚し、どんな犠牲をはらっても、その責任をはたす。
 - 3、選手は試合においていかなる相手に対しても恐れず、悔らず正々堂々とベストを尽くす。
- 5) 「教育関係団体」とは学校体育連盟、日体協、これに加盟している競技団体、これに準ずる競技団体、学校体育スポーツ団体およびこれらの下部組織である

第3節 学校運動部の統括組織～学校体育連盟～

学校運動部の管理体制を述べるに当たり、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」と略す。）・全国高等学校選抜大会（以下「全国高校選抜」と略す。）を中心的に主催し、開催基準を作成している財団法人日本中学校体育連盟（以下「中体連」と略す。）と財団法人全国高等学校体育連盟（以下「高体連」と略す。）の存在を無視できない。（本研究では2組織を総合して「学校体育連盟」と称する）

現在、学校運動部統括組織によって主催・開催基準作成が行われている全国大会が中学・高校生にとってもっとも影響力のあるものになっている。中学生では、中体連と各競技団体が主催する全国中学校体育大会が中心で、その他に国民体育大会（陸上、競泳、テニス、体操、ソフトテニス、卓球、フェンシング、カヌー、ボウリング、ゴルフにおける中学3年生）、日本選手権（一部の種目では出場可能で、種目によっては保護者の同意が必要）、日本ジュニア選手権・ジュニアオリンピックカップ（一部の種目で実施、種目によっては保護者の同意が必要）等である。

高校生では、高体連が中心となって競技団体、開催地の自治体・教育委員会とともに主催する高校総体、高体連と競技団体が中心となって主催する全国高等学校選抜大会、その他は日体協や各競技団体が主催するもので、国民体育大会、日本選手権、日本ジュニア選手権大会（ジュニアオリンピックカップ）等がある。

国民体育大会や日本選手権の場合は、大学生や社会人も参加する競技会で、高校生の出場できる枠は高体連が主催する競技会より狭くなり、より少数の生徒が対象となることは否めない。

全国の学校運動部への参加率は、中学生男子約76%、女子約55%、男女合計約66%。高校生男子約43%、女子約27%、男女合計約35%。中学・高校男女全体を合わせると約51%であり、中学、高校をあわせて半数以上が学校運動部に所属している(表1)。また、何らかのスポーツチーム（学校運動部や地域・民間のスポーツクラブ）に所属している中学生は約59%、高校生で約36%（笹川スポーツ財団、2006,P.61）というデータを参考にしてみても、スポーツを行う中学・高校生にとって学校運動部への所属率は極めて高く、学校運動部あるいは学校運動部統括組織の影響は大きいといえる。

中学・高校生の学校運動部加入状況(18年度)			
	全国生徒数	加入数	加入割合(%)
中学生			
(男子)	1842098	1403607	76%
(女子)	1759429	968397	55%
小計	3601527	2372004	66%
高校生			
(男子)	1769215	763675	43%
(女子)	1725298	459499	27%
小計	3491513	1223174	35%
総合計	7096040	3595178	51%

表 1. 中学・高校生の学校運動部加入状況

(学校体育連盟、文科省、それぞれの平成 18 年度生徒数を参考に筆者が作成)

第 1 項 財団法人日本中学校体育連盟の成立とその役割

中体連は、1955（昭和 30）年 1 月「中学校の保健体育の振興とスポーツの正常な発達を図る」（中体連、2006, p.134）ことを目的に、全国都道府県中体連とともに発足した。発足当時の背景としては、中体連発足の約 5 ヶ月前の 1954（昭和 29）年 8 月、「対外競技の基準」が通達され、「校内競技に重点」が置かれていた中学生の対外競技がものが「都道府県内の競技会」に広められている。

この時点で中学生の全国大会は文部省が認めるものでなく、学校教育活動外としての活動だった。その後の 1957（昭和 32）年、1961（昭和 36）年の「対外競技の基準」改訂を経て、1979（昭和 54）年の改訂では中学生の全国大会が学校教育活動内として年 1 回認められることになる。

中体連が発足してから中学生の全国大会が学校教育活動として認められるまで、中体連は競技団体と協力して全国大会を開催した。その間は競技会の開催基準等は競技団体が主体となって管理していた。例えば、中体連が発足した 1955（昭和 30）年には日本陸上競技連盟と日本水泳連盟がそれぞれ全国大会の「全日本中学生放送陸上競技大会」、「通信水泳競技大会」の開催を始めており、それぞれの第二回大会から中体連が共催者として加わっている。

1979（昭和 54）年の「対外競技の基準」で中学生の全国大会が教育関連団体（学校体育連盟、日体協・その加盟競技団体等）の主催によって年 1 回認められると、中体連は同年に早速「学校教育活動内の大会として、全国中学校体育連盟が主体的に運営する」とし、全国中学校体育大会（当時は「全国中学校選抜競技大会」）に関する開催基準を作成、中体連内に 7 競技部会（陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、スキー、ハンドボール、軟式野球）設け、新体制を立ち上げた。（翌年には 10 競技部会（バレーボール、バドミントン、体操、軟式庭球、卓球、柔道、剣道、相撲、スケート、女子ソフトボール）を加え、現在の 17 競技部会の体制が出来上がる）また、全国中学校体育大会の開催地は全国 8 ブロック（後に 9 ブロック）のなかで順番に開催されることになった（中体連、2006,p.135）。大会の名称に関しては、1970（昭和 45）年以降全国中学生選抜体育大会とされていたものが、1994（平成 6）年に「選抜」が削除され、現在の全国中学校体育大会となった。

中体連の発足は「対外競技の基準」の緩和に伴っており、「主体的」な全国大会の開催も「対外競技の基準」の緩和が直接影響している。つまり中体連の基本的な目的は、「対外競技の基準」の緩和によって拡大した学校教育活動としての競技会を統括することにある。

中体連が作成する「全国中学校体育大会開催基準」（中体連、2004）では、運営体制に関する規定、参加に関する規定、指導者に関する規定で構成されているが（注 1）、特に参加資格の部分では「都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍」している必要があり、学校以外の活動としては参加できないことになっている。（「学校対抗制」）

第 2 章で述べるように、参加に関する規定の部分で原則とされている「学校対抗制」は、学校外でスポーツを行う生徒の参加を拒む結果につながっている。

第2項 財団法人全国高等学校体育連盟の成立とその役割

高体連は「全国中等学校体育連盟」が新制高等学校のスタートに伴って「高等学校体育連盟」と改名されたことによって1948（昭和23）年6月、全国都道府県高体連とともに発足した。（注2）当時の背景としては、同年には新制高等学校がスタートしており、更に同年3月には「対外競技の基準」によって学校教育活動としての高校生の全国大会が年一回認められている。この通達は先立って通達された1946（昭和21）年の「学校校友会運動部の組織運営に関する件」によって戦時中の軍事目的の統制が撤去し「民主主義的体育振興の原動力」として再出発するはずだった学校運動部に対し、現実とのギャップが問題視された結果出されたものであった。

高体連の目的は

「新制高等学校として新たな出発をしたこの時に、新しい高等学校教育を創造していく上で、体育・スポーツ活動の果たす役割をいち早く認識し、体育の健全な発達を図ることによって、高校生に夢と希望を与え、豊かな高等学校教育の拡充を図る」（高体連、1999,p.469）

こととされた。また、当時の学校運動部に求められていたことは、「対外競技の基準」の内容を参考にすれば、「身体的発達及び社会的性格育成のよい機会」（文部省、1948）を与えることであった。

当時の高体連の主な活動内容は、学校教育活動として行われる高校生の競技会を管理することであった。だが当時はまだ競技会開催に関する基準は作成しておらず、学校教育活動としての高校生の全国大会は高体連と競技団体の協力によって管理・運営されていた。高体連は1955（昭和30）年には「全国大会開催要項」を作成し、学校教育活動としての全国大会を主体的に開催することになる。現在高体連が作成している「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」（高体連、2006）（注4）でも「学校対抗制」が原則とされている（高体連、2002）。

また、全国高校選抜は各競技団体が定める基準によって開催されるが、「学校対抗制」は全国高校総体の基準に準じている。

1962（昭和 37）年までの高校生の全国大会はそれぞれの種目ごとに高体連と競技団体を中心に全国各地で開催されていたが、1963（昭和 38）年以降は高体連に加盟する種目を統合して「総合体育大会」とした（高体連、1999,p.468）。それが現在の全国高校総体である。（注 3）

第 3 項 戦後確立した学校運動部管理体制の問題点

学校運動部の実践をめぐる戦前と戦後それぞれの歴史的背景について述べてきた。戦前においては一高の取り組みを中心に精神主義的实践が普及することになり、戦後のアメリカの民主化政策の下でもその風潮は払拭することができなかった。原因としては実践現場において具体的実践方法が普及しなかったこと、実践現場の十分な成熟を待たずして競技団体を中心とする競技力向上が過熱したことだった。

1954（昭和 29）年の「対外競技の基準」の緩和には競技団体（日本水泳連盟）の要求が深く関わり、オリンピック東京大会が差し迫った 1961（昭和 36）年には、明確にオリンピックにむけた選手強化の一環として基準が緩和されるなど、競技団体の競技力向上対策は学校運動部に直接影響を与えた。

オリンピック東京大会後間もなく、「対外競技の基準」の緩和の原動力となった競技団体の行いに対して、学校運動部の実践に勝利至上主義等の不健全な面をもたらしたとして批判がなされることとなる（中村、1965,p.39）。また現在でも、オリンピック東京大会を期に盛んになった「根性主義」を代表するような精神主義的实践・非科学的实践には否定的みかたが大方となっている。

しかし、「対外競技の基準」が緩和され、生徒の競技会の機会が拡大される一方で、学校運動部の競技会の健全化を試みた学校体育連盟の中心的な活動内容は、全国大会（学校教育活動内）の主催と開催基準の作成であり、学校運動部の現場での具体的な実践内容については統括主体が不在である。

「対外競技の基準」が廃止された現在では、学校運動部の実践の管理は各学校・教育委員会の主体性が尊重される形となっているが、特に競技力向上に関する実践は第 2・3 章で述べるように、学校や教育委員会単位では行うことは不可能である。

現在の学校運動部においてどの程度、精神主義的实践、勝利至上主義が残っているかは

把握できないが、少なくともそれらの実態を管理・是正している組織はない。

そのなか、かつて批判を受けた競技団体の非科学的実践は影を潜め、科学的見地に立った取り組み、海外での優れたプログラムに転換されている。

つまり、新しい選手育成プログラムが学校外で行われる一方で、中学・高校生の中心的な全国大会は「学校対抗制」ので行われており、「育成」と「発表」の場が互いに相容れない状態をつくりだしている。

注

1)

「全国中学校体育大会開催基準」では、全国中学校の主催する団体は中体連、競技団体、開催地の都道府県教育委員会・市区町村教育委員会である。運営する団体は主催団体が決定するが、会場の都道府県中体連と都道府県該当競技団体が運営・主管を行うことが原則となっている。後援は、文科省、全日本中学校長会、都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合等となっている。特に、主管・運営、後援に関しては厳密には規定されていないが、全国各地で開催されており、開催に係る組織も競技会ごとにことなるのが現状である。主流としては、後援として、開催地の都道府県自治体、NHK、全国新聞社事業競技会、新聞社、テレビ局、主管として開催地の中体連等が関わっている。

引率・監督は原則として出場校の校長・教員であるが、もし出場校の校長・教員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に「全国中学校大会引率細則」に則り、外部指導者が引率することができる。細則では、「安易に引率者としての外部指導者の引率を認めるものではない」、「生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う」等の断りがなされ、該当種目を団体種目ではバスケットボール、サッカー、バレーボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、アイスホッケー、個人種目では陸上競技、体操競技・新体操、卓球、柔道、剣道、水泳、バドミントン、相撲、ソフトテニス、スキー、スケート・アイスホッケーに限った上で、外部指導者の引率を認めている。

中体連の主催する競技会は「学校対抗制」が原則であるが、バスケットボール5人、サッカー11人、バレーボール6人、ハンドボール7人、軟式野球9人、ソフトボール9人、アイスホッケー12人をそれぞれ下回る部に関しては、複数校合同チームを編成することができ、全国中学校体育大会に出場することもできる。

2)

高体連は1950（昭和25）年に11の専門部（陸上競技、体操、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、軟式庭球、ハンドボール、サッカー、ラグビー、ソフトボール）を設置した。そして1993（平成5）年に至るまで22の専門部を追加し続け、現在の33専門部の体制ができあがった。

3)

全国高校総体は計33種目によって行われるが、そのなかで29種目によって行われる夏季大会と、その他4種目によって行われる冬季大会及（競技種目別大会）に分かれている。冬季大会の種目はスキー、スケート・アイスホッケー、ラグビー（毎年、大阪府近鉄花園ラグビー場で開催）、駅伝（毎年、京都府西京極陸上競技場付設マラソンコースで開催）である。1979（昭和54）年以降は学校教育活動としての全国大会は年2回認められており、高体連が主催する全国高校総体と全国高校選抜がそれに当たり、中心的な活動となっている。

4)

主催は高体連、開催地都道府県、開催地教育委員会、関係全国統括競技団体、「競技種目別大会」（スキー、スケート・アイスホッケー、ラグビー、駅伝）については会場の市町村と教育委員会。後援は文科省、日体協、NHK、またこれに開催地都道府県体育協会、会場地市町村体育協会を加えることもできる。主管（競技種目別大会のみ）は高体連各競技専門部、開催地都道府県高体連、県警都道府県競技団体。協賛は高体連の方針に賛同する組織による。

引率者資格は、団体種目は校長が認める当該校の職員、個人種目の場合は校長が認める学校の教員、監督・コーチは校長に認められた者で、外部指導者の場合は障害・賠償責任保険への加入が義務付けられている。

複数校合同チームの大会参加については、「部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校合同での活動が行われている場合に限り」認められている。また、団体競技に関して、高体連では単一の学校同士で競技を行う「学校対抗制」を原則としているため、複数校合同チームとしての参加が認められていないが、今後は「各都道府県高等学校体育連盟及び専門部においては、複数校合同チームの活動について成果を発表する場を設けるよう努力する」としている。「大会基準要項」の解説では、「発表する場」の説明として、「大会等を含む」とされるに止まり、現在は全国高校総体への出場は含まれていない。

引用・参考文献

- 1) 舛本直文(2001)、14 学校運動部論、杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』、世界思想社、p.265.

- 2)井上一男(1970)、『学校体育制度史増補版』、大修館書店、p.246.
- 3)井上一男(1970)、『学校体育制度史増補版』、大修館書店、p.246.
- 4)井上一男(1970)、『学校体育制度史増補版』、大修館書店、p.246.
- 5)井上一男(1970)、『学校体育制度史増補版』、大修館書店、p.246.
- 6)竹之下休蔵(1950)、『体育 50 年』、時事通信社、p.134.
- 7)梅本二郎(1969)、学徒の対外競技の基準の変遷について、『体育の科学 19(7)』、pp.431-434.
- 8)文部省(1932)、野球の統制ならびに施行に関する件、井上一男著(1970)、
『学校体育制度史増補版』、pp.558-564.
- 9)佐山和夫(1998)、『ベースボールと日本野球』、中央公論、pp.3-48.
- 10)中村敏雄(1995)、外来スポーツの「素直な受容」、中村敏雄編『外来スポーツの理解と普及』、創
文企画、pp.73-93.
- 11)清水諭(1998)、『甲子園野球のアルケオロジースポーツ『物語』・メディア・身体文化ー』、
新評論、pp.125-129.
- 12)飛田穂洲(1986)、『飛田穂洲選集 第三巻』、ベースボール・マガジン社、p.35.
- 13)飛田穂洲(1986)、『飛田穂洲選集 第三巻』、ベースボール・マガジン社、1986,p.48.
- 14)清水諭(1998)、『甲子園野球のアルケオロジースポーツ『物語』・メディア・身体文化ー』、
新評論、pp.194-200.
- 15)江刺正吾、小椋博編(1994)、『高校野球の社会学ー甲子園を読む』、世界思想社、pp.33-34.
- 16)井上一男(1970)、『学校体育制度史増補版』、大修館書店、p.251.
- 17)アメリカ教育使節団(1946)、第一次米国教育使節団報告書、『現代教育科学 99(2)』
1966,pp.153-195.
- 18)文部省(1947)、学生野球の施行について、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒
集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.115-117
- 19)関春南(1970)、「戦後日本のスポーツ政策」、『経済学研究 14』、一橋大学、pp.125-228.
- 20)城丸章夫(1993)、『城丸章夫著作集 第 7 巻 体育・スポーツ論』、青木書店、pp.302-305.
- 21)藤田昌士(1988)、部活動とはなにか今橋盛勝、森量俣、藤田昌士、武藤芳科輝編著『スポーツ『部
活』、草土文化、pp.94-115.
- 22)中村敏雄(1995)、『日本的スポーツ環境批判』、大修館書店、pp.89-130.
- 23)舛本直文(2001)、14 学校運動部論、杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』、世界思想社、
pp.262-280.

- 24)清瀬三郎(1946)、体育会の使命、『新体育 6 (7・8)』、pp.1-4.
- 25)日体協(1963)、『日本体育協会五十年史』、日本体育協会、p.88.
- 26)内海和雄(1993)、『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂、p.37.
- 27)日体協(1963)、『日本体育協会五十年史』、日本体育協会、p.100.
- 28)日体協(1963)、『日本体育協会五十年史』、日本体育協会、p.100.
- 29)草深直臣(1986)、体育・スポーツの戦後改革、『スポーツの自由と現代 下巻』、pp.472-473.
- 30)草深直臣(1986)、体育・スポーツの戦後改革、『スポーツの自由と現代 下巻』、p.472.
- 31)文部省(1946)、学校校友会運動部の組織運営に関する件、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.103-106.
- 32)文部省(1948)、学徒の対外試合について、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.146-147.
- 33)梅垣明美(1997)、運動部の活動、中村敏雄編『戦後体育実践論 一卷』、創文企画、p.347.
- 34)アメリカ教育使節団(1946)、第一次米国教育使節団報告書、『現代教育科学 99(2)』、1966,pp.153-195.
- 35)大谷武一(1946)、スポーツの民主化、『新体育 16 (4)』、1946p.2.
- 36)草深直臣(1986)、体育・スポーツの戦後改革、『スポーツの自由と現代 下巻』、pp.471-472.
- 37)内海和雄(1996)、スポーツ部活行政の現状と課題、『一橋論叢 116 (2)』、pp.287-309.
- 38)関春南(1970)、戦後日本のスポーツ政策、『経済学研究 14』、一橋大学、pp.154-155.
- 39)日体協 (1986)、『日本体育協会七十五年始』、日本体育協会、p.131.
- 40)日体協(1962)、コーチの描く選手像、『体協時報 112』、p.25.
- 41)文部省(1954)、学徒の対外試合について、学徒対外競技の基準について、『中等教育資料 3(5)』,1954,pp.10-11.
- 42)文部省(1957)、学徒の対外運動競技について、運動部と暴力、『体育科教育 5 (7)』1957,pp74-75.
- 43)文部省(1961)、学徒対外運動競技について、『文部時報 1007』、1961,pp.43-45.
- 44)文部省(1969)、児童生徒の運動競技について、井上一男著『学校体育制度史 増補版』、1970,pp.579-580.
- 45)内海和雄(1993)、『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂、p.215.
- 46)文科省(2001)、児童生徒の運動競技について、『スポーツ六法』、道和書院、2003,p.164.
- 47)文科省(2001)、児童生徒の運動競技について(別添)、『スポーツ六法』、道和書院、2003,pp.164-165.
- 48)中村敏雄(1965)、戦後学校体育の歩み、『体育科教育 13(11)』、p.37-41.

- 49) 笹川スポーツ財団(2006)、『スポーツ白書』、SSF 笹川スポーツ財団、p.61.
- 50) 中体連(2006)、『設立 50 周年記念誌』、日本中学校体育連盟、p.134.
- 51) 中体連(2006)『設立 50 周年記念誌』、日本中学校体育連盟、p.135.
- 52) 中体連(2006)、全国中学校体育大会開催基準、中体連ホームページ、
<http://www18.ocn.ne.jp/~njpa/sub/kijun.html>
- 53) 高体連(1999)、『全国高体連五十年史』、全国高等学校体育連盟創立 50 周年記念事業実行委員会、
p.469.
- 54) 文部省(1948)、学徒の対外試合について、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.146-147.
- 55) 高体連(2006)、全国高等学校総合体育大会開催基準要項、高体連ホームページ、
<http://www.yamaguchi-koutairen.jp/soshiki/zensoutaiyoukou.pdf>
- 56) 高体連(2002)、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（解説）、高体連ホームページ、
<http://www.yamaguchi-koutairen.jp/soshiki/kaisetuu.pdf>
- 57) 高体連(1999)祝辞、『全国高体連五十年史』、全国高等学校体育連盟創立 50 周年記念事業実行委員会、p.468.
- 58) 中村敏雄(1965)、戦後学校体育の歩み、『体育科教育 13(11)』、pp.37-41.

第2章 学校運動部の地域移譲政策をめぐる動向

この章では初めに、学校運動部の地域移譲政策に至るまでの文部省（文科省）レベルでの動向について述べ、その後で行政レベルの方針を受けて実践されている総合型地域スポーツクラブ、「タレント発掘事業」、「エリートプログラム」について述べる。

第1節 「スポーツ振興基本計画」をめぐる動向

第1項 文部省「スポーツ振興基本計画」までの答申等

学校運動部の地域移譲政策の背景には「開かれた学校」、「学校スリム化」等の提言があり、以下に挙げる答申等においては「開かれた学校」、「学校スリム化」が学校運動部の地域移譲政策につながった動向をみることができる。

臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」1987（昭和62）年4月

「開かれた学校」に関する提言は、臨時教育審議会の「教育改革に関する第三次答申」（臨時教育審議会、1987）よりみられる。そこでは、「従来の学校教育に偏っていた状況を改め、『開かれた学校』への転換を促進し、家庭、学校、地域が相互に連携融合するようなシステムをつくることが必要であり、この一環として、評価の多元化と生涯学習の基盤整備を進める」ことが提言されている。

経済同友会「学校から『合校』へ」1995（平成7）年4月

一方「学校スリム化」は、経済同友会の「学校から『合校』へ」（経済同友会、1995）によって義務教育にむけて提言された。そこでは、学校が学力形成だけでなく人格形成、課外活動、生徒指導、進路指導など、同時に多くの役割を抱えこんでいる現状から、「個性を生かす教育」を進めたり、教員が創意を活かし工夫を凝らす義務教育本来の目的が十分に果たせなくなっていると指摘された。

この後、経済同友会の提言を始め、各方面から「学校スリム化」の提言がなされ、続く中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（一次答申）」においても「学校スリム化」の流れは受け継がれた（内海、1998,pp.16-19.）。

中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（一次答申）」1996（平成8）年

中教審の答申（中教審、1996）では、先の臨時教育審議会答申より受け継がれた「開かれた学校」に加え、経済同友会の提言に始まった「学校スリム化」が組み込まれた。学校運動部は、「第4章 学校・家庭・地域社会の連携」の「学校スリム化」の部分で以下のように述べられた。

「それぞれの部において、勝利至上主義的な考え方から休日もほとんどなく長時間にわたる活動を子供たちに強制するような一部の在り方は改善を図っていく必要がある。また、地域社会における条件整備を進めつつ、指導に際して地域の人々の協力を得るなど地域の教育力の活用を図ったり、地域において活発な文化・スポーツ活動が行われており学校に指導者がいない場合など、地域社会にゆだねることが適切かつ可能なものはゆだねていくことも必要であると考える」

中学生・高校生のスポーツに関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」1997（平成9）年

中学・高校生のスポーツに関する調査研究協力者会議は、学校運動部に関する調査を行い、その結果と中教審一次答申の提言を基に新たな提言をした（中学生・高校生のスポーツに関する調査研究協力者会議、1997）。

中教審一次答申では学校運動部は「学校スリム化」の部分で触れられていたが、今度は「開かれた運動部活動」というように「開かれた学校」とも関連付けて提言がなされるようになった。「開かれた運動部活動」の部分では、これからの学校は、家庭や地域社会とともに子供たちを育成する開かれた学校となる必要があるとされている。学校運動部についても、自らをできるだけ開かれたものにするべきとされた。

文部省「スポーツ振興基本計画」2000（平成12）年9月（2006年改訂）

2000（平成12）年8月の保健体育審議会答申「スポーツ振興基本計画の在り方について」を受け、ほぼ答申のままの内容で文部省は翌月「スポーツ振興基本計画」（文部省、2000）を発表した。「計画の主要な課題」には以下の2点が位置づけられた。

①「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」

②「我が国の国際競技力の総合的な向上方策」

前者の生涯スポーツに関して、

「運動部活動においては、少子化等による参加者数の減少により、団体競技を中心として継続が困難となる場合が増加している。一方で、子どもを取り巻く地域のスポーツ環境は、生涯スポーツ振興の支柱となる総合型地域スポーツクラブが全国で育成されることにより、今後、格段に充実していくと考えられる」、「学校と総合型地域スポーツクラブ等の一層の連携や学校体育施設の地域との共同利用の一層の推進等を通じ、子どもにスポーツ活動の機会を積極的に提供することが求められている」

と、学校運動部に代わって今後は総合型地域スポーツクラブが学校のスポーツを支えていくと予想している。

具体的目標として、2010（平成 22）年までに各市町村に総合型地域スポーツクラブを一つずつ、各都道府県に広域スポーツセンターを一つずつ設置することを掲げた。

「運動部活動の改善・充実」の部分では、「学校教育活動の一環として一層その充実を図るための各学校における取組みを促す」とあり、総合型地域スポーツクラブの普及と同時に学校運動部の取組みの改善を促している。

現状の学校運動部への改善課題としては、勝利至上主義的運営の改善、スポーツを楽しみたい生徒、競技力を向上させたい生徒など、多様な要求に応えられる柔軟な運営をする、科学的観点から適切なトレーニングを行う、学校週 5 日制の趣旨を踏まえ、週末を休養日にするなどの対応、学校間の交流の充実とされた。

後者の競技力向上に関しては、具体的目標として早期にオリンピックでのメダル獲得率を 3.5 パーセントにするとし、「政策目標達成のため必要不可欠である施策」として一環指導システムの構築、トレーニング拠点の整備、指導者の養成・確保、競技者が安心して競技に専念できる環境の整備が挙げられた。

この計画は 2006（平成 18）年に一部改訂が行われ、「計画の主要な課題」に「スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策」が追加され、それに対する具体的施策展開として「学校と地域の連携」を進めて学校内外のスポーツ環境を整備するとされた。

「スポーツ振興基本計画」では、生徒にとってのスポーツの実践の場が、地域へと移り

変わっていくことを予想しているが、それと同時に学校運動部における実践の改善も望まれており、一応は学校運動部の存在は尊重された。いずれにしても学校外におけるスポーツ実践の拡大が目指されている。

第2項 「スポーツ振興基本計画」以降の諸スポーツ統括団体の動向

JOC「ゴールドプラン」2001年（平成13）年5月

「ゴールドプラン」（JOC,2001）では「スポーツ振興基本計画」の「我が国の国際競技力の総合的な向上方策」の部分を実現化するため、「ユースエリートプログラム」、「タレント発掘事業」、「ナショナルトレーニングセンター」、「国立スポーツ科学センター（Japan Institute of Sports Science）」（以下「JISS」と略す。）、「ナショナルコーチアカデミー」等の実施・設置計画が打ち出された。文部省が挙げた「一環指導システム」のなかには「優れた素質を有する競技者の発掘手法の研究開発等」が含まれており、現在は JOC と地域が連携して優れた子どもを発掘する「タレント発掘事業」によって具現化されている。

また、JOC は日本サッカー協会の若年層育成プログラム（詳しくは第3章で述べる）をモデルに、2008（平成20）年から、JISS を拠点に「エリートスクール」をスタートさせる予定になっている。そこではサッカー、新体操、バレーボールのように独自のエリート育成事業を展開している種目以外の、マイナースポーツを対象に、全国から優れた子どもを集め、JISS 周辺の学校に通わせながら集中的な育成を行うことになっている（注1）。

日体協「21世紀の国民スポーツ振興方策」2001（平成13）年1月

「21世紀の国民スポーツ振興方策」（日体協、2001）では、「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、都道府県体育協会と連携して総合型地域スポーツクラブの普及に取り組み、学校運動部や民間スポーツクラブとの連携も進めるとした。競技力向上に関しては、「スポーツ振興基本計画」で示された国際競技力の総合的な向上に向けて、加盟競技団体への支援、JOC、JISS との連携強化を打ち出した。

注

1)初年度は卓球とレスリングが対象となって開始される予定になっている。

第2節 「スポーツ振興基本計画」の具現化～総合型地域スポーツクラブの設立～

総合型地域スポーツクラブは文部省（文科省）によって1995（平成6）年から2003（平成15）年に実施された「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」、日体協によって1997（平成8）年から「総合型スポーツクラブ育成モデル事業」として始まった。

現在行われている推進事業は、文科省から日体協への委託事業として行われている「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」と、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ toto 助成金による支援が中心となっている。

文科省は1999（平成11）年から2005（平成17）年にかけて「広域スポーツセンター育成モデル事業」を全国的に実施しており、総合型地域スポーツセンター設立・育成の支援、クラブ運営者、指導者の養成の支援、広域市町村圏におけるスポーツ情報の管理、広域市町村圏におけるスポーツイベント等の推進、広域市町村圏におけるトップレベル選手の育成、各地におけるスポーツ医・科学サポートなどの役割を担う広域スポーツセンターの設置を全国で進めてきた。そして現在はほとんどの都道府県において設置されている。

2003（平成15）年からは地方自治法の改訂によって指定管理者制度が始まり、「指定管理者制度」によって、企業、NPO法人、市民団体等による公共施設の運営が可能になった。このことによって総合型地域スポーツクラブを運営する団体等が公共施設を拠点に活動、運営できるようになったり、自治体からの運営委託金を受けられるようになった。

文科省の「19年度予算（案）主要事項」（文科省、2007）では2006（平成18）年7月の時点で全国に総合型地域スポーツクラブは2,416ヶ所あり、2004（平成16）年の同省調査の1,117ヶ所の倍以上となっており、今後も更に増えていくことが予想される。

第1項 文部省によるモデル事業

文部省は「スポーツ振興基本計画」以前の1995（平成7）年から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を開始し、同年、愛知県半田市「成岩スポーツクラブ」がモデルに認定された。

愛知県半田市成岩地区「少年を守る会」は1994（平成6）年、「成岩スポーツタウン構想」を作成し、総合型地域スポーツクラブを設置し運営していくことを決定した。翌年に

は半田市教育委員会の働き掛けによって文部省の「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」の対象となり、「成岩スポーツクラブ」が誕生した。2002（平成 14）年 12 月には NPO 法人格を取得し「財団法人ソシオ成岩スポーツクラブ」へと生まれ変わり、翌年には地方自治法の改訂で「指定管理者制度」が誕生したことにより、自治体から共同利用施設の管理委託を受けている（成岩スポーツクラブホームページ）。

半田市での取り組みは国内において比較的早期に始まっており、現在でも総合型地域スポーツクラブのモデルとして注目されている（大平、大竹、2002,p.68）。

半田市は総合型地域スポーツクラブの更なる定着を目指して 2002(平成 14)年 3 月「半田市スポーツ振興基本計画」（半田市、2002）を作成した。そこでは総合型地域スポーツクラブと学校運動部の連携を進めるため、特に中学生の学校運動部の土曜日、日曜日の活動を原則的に行わないことが盛り込まれた。そのことにより、半田市の中学生は平日は学校運動部、週末は総合型地域スポーツクラブで活動することになった。

しかし、半田市では地元での学校運動部縮小に反対の傾向が強く、保護者は土曜日、日曜日の活動を望み、学校教員にも反対意見が多い（夏秋、2003,p.17）。

週末の活動が制限されている学校運動部の指導者からは「部活を指導したくて教師になったのに」、「クラブの理念は分かるが、やはり種目ごとの大会の存在は大きい。顧問も生徒も、部活に入ったら良い成績を残したいと考えるのは当然」等の声が出ており、総合型地域スポーツクラブを定着させる動きが反って学校運動部の負担となっている。

これは、学校体育連盟が主催する全国大会が中学・高校生の競技に大きな影響していることと、総合型地域スポーツクラブが選手育成の場として成熟していないことを示している。

このような、現場からの意見に対して文科省は、現場で持たれている異論は承知しているとした上で「部活動にない種目を提供したり、部活動に加入していない子供に運動の機会を作ったりする面もある」としている（読売新聞、2006.9.13）。

1990 年代から始まった文部省のモデル事業は、伝統的な学校スポーツの体制と新たな地域スポーツの連結の面で課題を残す結果となった。

第 2 項 日体協による推進事業

日体協は、1997（平成 9）年の段階から全国に展開している「スポーツ少年団」を基盤として総合型地域スポーツクラブの普及を試みていた。「スポーツ振興基本計画」以降は、先に挙げた「21 世紀の国民スポーツ振興方策」によって「生涯スポーツ社会」の実現を目指して地域スポーツの振興に努めている。2004（平成 16）年に文科省からの委託事業「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を受けてからは、文科省と日体協が培ったノウハウを統合し、国内の中心的事業として総合型地域スポーツクラブの振興役を担っている。

日体協の組織構造としては、競技力向上に関する事業を行う中央競技団体と、生涯スポーツの推進を図る都道府県体育協会に分かれており、総合型地域スポーツクラブに関する事業は後者が中心となって実践している。また、事業では市町村体育協会と連携を図りながら「指定クラブ」制度によって各地域でクラブを設立しようとするスポーツクラブや団体を対象に二年間、設立準備委員会の開催、スポーツ教室の開催、スポーツ交流大会の開催、広報活動等の援助を行っている。現在クラブ設立を目指し日体協の「指定クラブ」の指定を受けている取組みは、兵庫県と福井県を除く全ての都道府県にあり、平成 19 年度の時点で 296 ヶ所に上る。（文科省の目標は 400 ヶ所）

都道府県体育協会が行う内容は、未育成市区町村への普及・啓発活動、クラブ育成アドバイザーの配置及び巡回指導（クラブ運営のノウハウについて指導）、クラブマネージャー養成講習会・研修会の開催、総合型地域スポーツクラブ啓発フォーラムの開催、育成指定クラブ連絡協議会の開催であり、各地の広域スポーツセンターと連携も図りながら実践している（日体協ホームページ）。

また、総合型地域スポーツクラブ育成委員会では全国のクラブ育成アドバイザーの間で「総合型地域スポーツセンター育成推進事業」の基本方針を協議したり「指定クラブ」の選定等を行うなど、都道府県体育協会を取りまとめるセクションとなっている。

実際に活動を開始したクラブには日本スポーツ振興センターとの連携によって、スポーツ振興くじ toto 助成（注 1）を利用した支援を実施しており、2007(平成 19)年度の時点で 9 クラブに支援を行っている。

日体協は学校運動部のクラブ化も推進している。これは学校運動部を母体として運営の主体を地域に移譲する方法である。中学校ではサッカーを中心にクラブ化の例があり、高校でも 2 軍、B チームの生徒をクラブチームに所属させて試合の機会を増やすなどしてい

る（読売新聞、2005.7.30）。

高校の場合は部自体をクラブ化する例はあまりみられないが、高校生が小・中学生と交

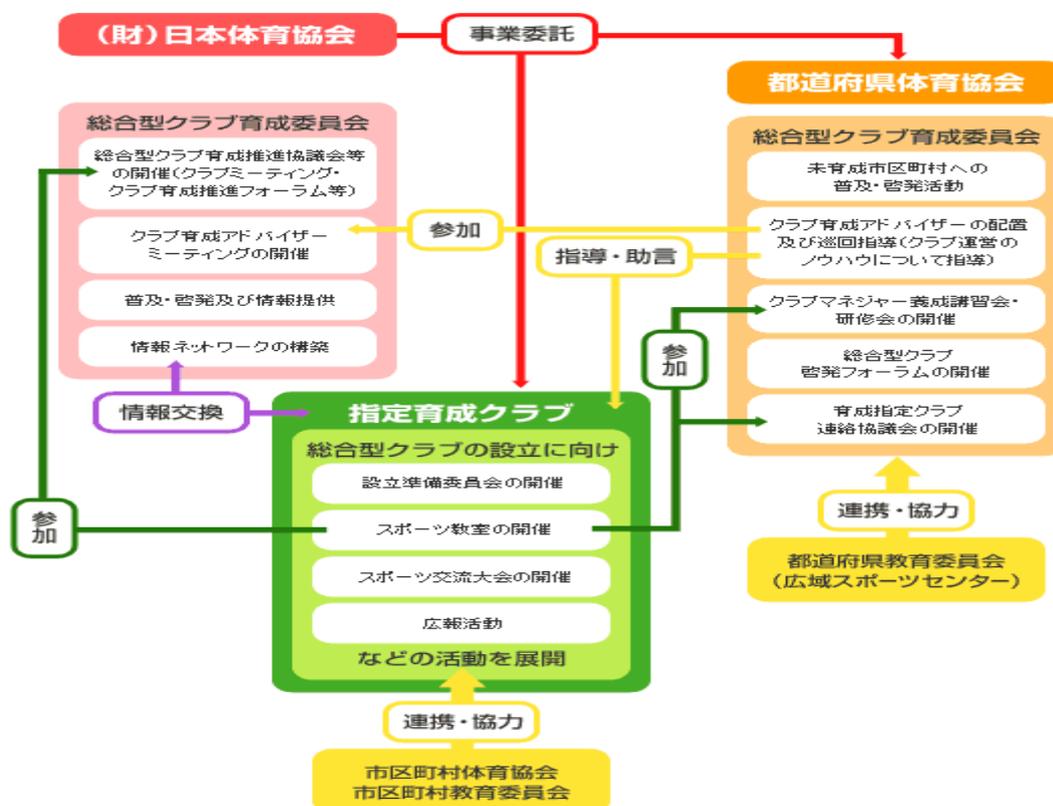


図1.日体協による総合型地域スポーツクラブ支援事業（日体協ホームページ）

流を図ることで刺激を与え、地域全体のレベルアップにつながることを期待している。しかし、学校体育連盟主催の全国大会の影響は、学校運動部のクラブ化の障害ともなっている。千葉県由市立船橋高等学校や群馬県の前橋育英高等学校などのサッカーの強豪校もその影響を受けた例である。

2007（平成19）年全国高校総体を制した市立船橋高等学校サッカー部の石渡監督は、「クラブとしての活動は人員不足で継続が難しかった」とし、今後のサッカー部の方針として「クラブ（地域）への参加はあくまでも試合の機会を増やすためのもので、伝統的には全国高校総体を最大の目標にしてきた、今後もその方針は変えるつもりはない。サッカー部が地域に移ることも考えていない」と述べている。一方の前橋育英高等学校サッカー部の山田監督は、「理想としてはクラブとして活動がしたいが、全国高校総体に出場できなくな

るなど、問題があるので現実としては難しい」と述べている。

先の半田市やサッカーの例からは、学校運動部が競技力向上において根強い拠点となっており、第3章で述べるように競技団体独自の育成環境が学校外にできあがっているサッカーでさえ学校体育連盟の全国大会が依然影響力を持っている。

第3項 総合型地域スポーツクラブに関する課題

総合型地域スポーツクラブの課題は競技力向上の面にある。そもそも「スポーツ振興基本計画」において総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツに関する部分で扱われており、競技力向上の場としての性格あまり求められていない。半田市の例でみたように、自治体によって学校運動部の活動の一部が制限され、その分総合型地域スポーツクラブでの活動を促そうとしても、競技力向上を目指す者にとっては受け入れ難い状況になる。

更に、中学・高校生にとって学校体育連盟が主催する全国大会（「学校対抗制」が原則とされる）の影響は大きく、学校運動部から地域へと活動拠点を移すにはリスクを背負わなければならない。

注

1)文科省と連携を図りながら総合型地域スポーツクラブの普及に取り組んでいる日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ toto 助成金には、日本スポーツ振興センターによる直接助成と、日体協、日本レクリエーション協会、自治体、競技団体を通じた間接助成があり、前者は既に活動がスタートしているクラブに対する活動支援事業のみで、後者には活動支援と設立までの支援を行う創設支援事業である。

創設支援事業の内容は設立準備委員会の準備、総合型地域スポーツクラブに関する広報宣伝、設立総会の開催、地域住民・既存団体への説明会開催、総合型地域スポーツクラブ育成ガイド等の作成・配布、クラブコーディネーター・クラブマネージャー養成講習会等の開催、設立趣意書・規約等の作成支援、地域住民のニーズ調査などである。

活動支援事業の内容は運営委員会の開催、クラブマネージャーの設置及び有資格指導者の配置、健康・体力相談事業、定期的・継続的なスポーツ教室等の開催、広報活動などである。

第3節 「スポーツ振興基本計画」の具現化～「我が国の国際競技力の総合的な向上方策」～

「スポーツ振興基本計画」で国際競技力向上策として挙げられた一環指導システムの構築や、トレーニング拠点の整備といった取り組みは、「エリートプログラム」、「タレント発掘事業」、JISS の設置等で具現化されている。

第1項 JOC、JISS を情報源に実施される「タレント発掘事業」

JOC と JISS は自治体と連携を図りながら、各地で「タレント発掘事業」を行っている。それらの事例は共通して総合型地域スポーツクラブを活動拠点としている。「タレント発掘事業」では、小・中学生の段階で優れた人材を発掘し、それぞれの子どもに適した種目を発見し、中学校を卒業する時点でそれぞれの子どもに適した種目に子どもを振り分けることである。

「福岡県タレント発掘事業」

2004（平成16）年4月からは福岡県で「福岡県タレント発掘事業」が実施されている。実施主体は福岡県（福岡県タレント発掘実行委員会）、福岡県体育協会、福岡県教育委員会等で、地元の総合型地域スポーツクラブを活動拠点としている。

福岡県でのスポーツ振興は2003（平成15年）に福岡県体育協会、福岡県教育委員会、JISS、JOC の協議によって作成された「福岡県スポーツ振興基本計画」の内容が基となっている（福岡県スポーツ振興公社、2005,p.162）。計画では学校と地域の連携による一環指導体制の重要性が示された。つまり、学校の枠を飛び越えて県全体で優秀な人材を若年のうちに発見し、指導理念を共有、一貫した指導体制を確立するというものである。

事業では12歳以下は「Fukuoka Kids」、13歳から15歳は「Fukuoka Jr.」、と呼ばれ、それぞれの段階で選抜と育成が行われる。

対象人数は初年度から約60名ずつ追加されており、対象となった子どもはそれぞれ所属する学校運動部やスポーツクラブを拠点に、週一回「タレント発掘事業」によるプログラムが実施されている。

福岡の政策を受け、福岡県立スポーツ科学情報センターは「タレント発掘事業」の実践

プログラムを作成した。その内容は「身体能力開発・育成プログラム」、「知的能力開発・育成プログラム」、「保護者向けサポートプログラム」の三領域から成っている（福岡県ホームページ）。

「身体能力開発・育成プログラム」では、神経系と筋肉の連動性を高めるコンディショントレーニング、様々な運動を経験させることで将来の複雑・高度な技術に対応させるコーディネーショントレーニング等の身体能力に関連した内容を、「知的能力開発・育成プログラム」では国際レベルで活躍する日本人選手をモデルに目標も持ち方や、相手選手と積極的に交流を図れるようコミュニケーション能力などを学ばせる。「保護者向けサポートプログラム」では、「タレント発掘事業」の理解、生理学的観点からみた、子どもに適切なスポーツ実践、食育に関する内容を啓蒙している。

福岡県立スポーツ科学情報センター健康科学課長を務め、「タレント発掘事業」のプログラム作りに直接参加している田中眞太郎は、事業の課題として、プログラム参加選考から漏れた子どもとその家族に対する対処方法の追求、週一回のプログラム実施に加え所属する学校運動部やスポーツクラブの指導者との連携強化、競技団体や中高体連との連携強化、JOC、JISS との更なる連携強化による事業展開などを挙げている（田中、2005,p.389）。

福岡県での取り組みは、「タレント発掘事業」の国内第一号として、以下に挙げる事業の参考になっている。

「BIFUKA AIR FORCE」

2006（平成 18）年 4 月からは北海道美深町で美深町（エアリアルプロジェクト委員会）、美深町教育委員会が主体となってトランポリンから雪上スポーツのエアリアルに適した人材を発掘する「BIFUKA AIR FORCE」がスタートしている。

「和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト」

2007（平成 19）年 4 月からは和歌山県で和歌山県教育委員会、和歌山県（和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト実行員会）、和歌山県体育協会等が主体となって「和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト」がスタートしている。

「タレント発掘事業」の検討

上記の「タレント発掘事業」の特徴は、総合型地域スポーツクラブを拠点としているこ

との他に、JOC、JISS からの情報を基に、地域をあげて取り組んでいることである。そのことで最新の情報と地域による施設の提供によってこれまで学校運動部や地域のクラブが単独で行えなかった規模のプログラムを実現している。

ただ、学校運動部や地域のクラブに所属する子どもを重複的に事業に参加させており、日頃の活動拠点となる種目ごとの育成プログラムの成熟が必要不可欠である。

第 2 項 競技団体による「エリートプログラム」の実践

「エリートプログラム」では、各競技団体によって選抜された優れた子どもを育成拠点で育成する取り組みである。特徴としては育成拠点地元の公立学校と連携を図っていることで、プログラムに参加する生徒は学校に通いながら共同生活を送り集中的な育成を受ける。

バレーボールにおける実践

日本バレーボール協会は 2005（平成 17）年 4 月から、大阪府貝塚市の「全日本ナショナルトレーニングセンター」において「バレーボールアカデミー」を開始した。この場所は伝統的にバレーボール日本代表がトレーニング拠点としてきた歴史を持ち、2003（平成 15）年からは中心的に各強化プログラムの実施・情報発信を行っている。

新体操における実践

日本新体操協会は 2005（平成 17）年 4 月から、千葉県千葉市の県立大宮高等学校（通信制）において、全国から優れた 18 歳の女子高校生を集め新体操の団体種目の集中的選手育成を行っている。対象となった女子高校生は「フェアリージャパン POLA」（日本ナショナル団体選抜チーム）の主要メンバーとして活躍することになる。また、期間は一年間で、学校付近に設置されている専用の寮に下宿しながら育成プログラムに参加している。通信制の高校のため体育館が比較的空いており、そこを拠点にプログラムが実施されている。現在は 3 年目をむかえており、8 人の女子高校生がプログラムに参加している。（2007 年 10 月現在）

以前は新体操団体種目の選手育成拠点がなく、この取組みが日本の女子新体操団体種目

の競技力向上の鍵となっている。手前 2 年間でプログラム対象となった選手達は世界規模の競技会でトップ 10 に入るなど、既にナショナルチームとしての活動をしている。

サッカーにおける実践

日本サッカー協会は、「JFA2005 年宣言」等で目標とした世界の頂点を目指して 2006（平成 18）年 4 月に「JFA アカデミー福島」を開校した。拠点となっているのは天然芝ピッチ 10 面、雨天練習場、フィットネスクラブ、宿泊施設などがあり、日本代表が合宿で利用するなど充実したトレーニング環境を有する株式会社日本フットボールヴィレッジ（以下「J ヴィレッジ」と略す。）（注 1）である。

第 3 項 学校外の競技力向上実践の検討

競技団体は学校運動部に競技力向上を期待していた伝統的な方針から、自ら育成環境を作り、自ら育てる体制をとり始めている。

現在、中学・高校における競技力向上は学校運動部、「タレント発掘事業」、「エリートプログラム」の三つが担っているといえる。特に一番多くの中学・高校生を抱える学校運動部、生徒を強化拠点に集めて集中的な育成を行う「エリートプログラム」は限られた種目に集中して競技力向上を行う点で共通している。総合型地域スポーツクラブにおいても、今後定着が進むにつれて競技力向上の場としての期待が増大すると考えられが、その場合は参加する種目のある程度限定することになる。また、学校運動部では勝利至上主義等が問題視されるなど、場合によっては長期的視野に立った「タレント発掘事業」の弊害となることもある。

「タレント発掘事業」を効果的に機能させるには、競技団体が実践する種目ごとの選手育成プログラムの実践が必要である。また、それらのプログラムが全国的に普及することも前提となる。そこで、中学・高校生の競技力向上の中心的実践現場となっている学校運動部はプログラムの受け皿として期待できる。

これまで述べてきたことを基に、中学・高校生の競技力向上の課題が浮かび上がる。まず、中学・高校生の競技力向上の中心的実践現場である学校運動部においては、伝統的に引き継がれてきた精神主義的实践が残っている。その原因は、学校運動部に具体的選手育

成実践を提供する体制がなく、現場ごとの実践に依存していることが挙げられた。また、学校体育連盟による現在の統括体制は、全国大会の開催に関する事柄に限られていることも原因の一つだった。学校体育連盟が作成する全国大会の開催基準では「学校対抗制」が原則とされているが、学校外において徐々にスポーツ実践が広まっている現在では、「学校対抗制」が学校運動部と学校外の実践を二分化する結果となっている。

学校外では、総合型地域スポーツクラブ、「タレント発掘事業」、「エリートプログラム」があった。総合型地域スポーツクラブは、競技力向上の受け皿としてはまだ成熟しておらず、今後は総合型地域スポーツクラブからでも学校体育連盟が主催してきた全国大会に出場できるようにするなど、競技力向上が行いやすい環境にしていく必要がある。「タレント発掘事業」では、他の活動との重複活動のため、それぞれの種目における個別の選手育成プログラムの成熟が待たれる。「エリートプログラム」の取り組みでは、最新の情報を基に競技力向上が行われているが、第3章で詳しく述べるように、対象となる子どもが限られ、育成拠点数も限られている。そのため、競技団体が行う競技力向上のプログラムが限られた範囲でしか生かされない。

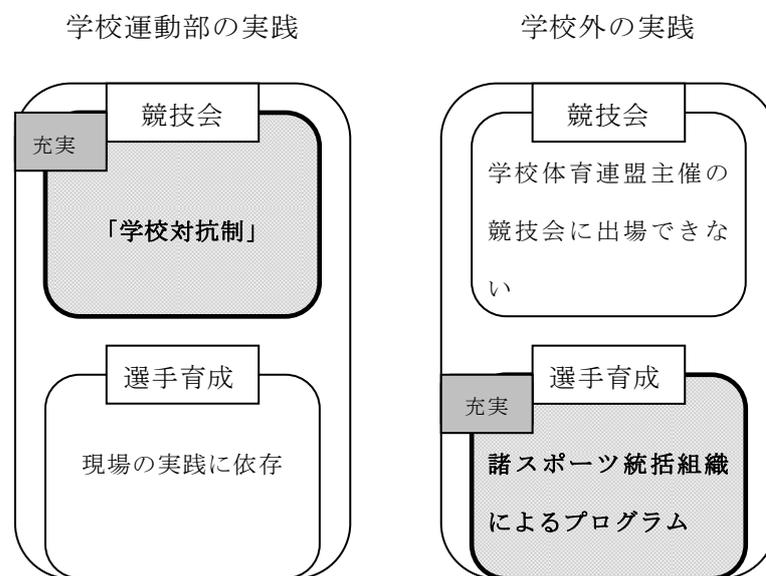


図 2.生徒の競技力向上をめぐる競技会と選手育成プログラム

つまり、学校運動部は学校体育連盟主催の全国大会に参加できるため、「発表」の場が充実している。その一方で、具体的選手育成実践が浸透しないという問題を抱えている。学

校外では、競技団体、JOC、JISS の取り組みで、最新の選手育成プログラムが実施されている。その一方で、中学・高校生にとって中心的である学校体育連盟主催の全国大会に出場できないなど、「発表」の場が充実していない（図 2）。

「対外競技の基準」の廃止と同時に、学校運動部の運営は学校や教育委員会による独自の取り組みが期待されたが、「スポーツ振興基本計画」で求められるような競技力向上の取り組みは、学校や教育委員会だけではもはや困難であり、本章で挙げたような学校外の取り組みから情報を得る必要がある。

そこで、学校外での競技力向上実践、特に学校運動部の現場で求められる具体的選手育成実践の先進的実践となっている「エリートプログラム」について次章で検討し、学校運動部と競技団体による連携について考察する。

注

1) J ヴィレッジではサッカーを始め、ラグビー、アメリカンフットボール、ラクロス、テニス、水泳、陸上、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球等を行うことができ、トレーニング合宿、観光、小・中学生の校外学習、社会人スポーツの大会開催と多目的施設となっている。また、地元メディア、銀行、鉄道会社など多くのスポンサー企業もついている。代表取締役社長は福島県の佐藤雄平知事、その他取締役は日本サッカー協会の川淵三郎キャプテン等が務めている。

引用・参考文献

- 1)臨時教育審議会(1987)、「教育改革に関する第三次答申」、文科省ホームページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaf198701/hpaf198701_2_214.html
- 2)経済同友会（1995）、「学校から『合校』へ」、経済同友会ホームページ、<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/list1995.html>
- 3)内海和雄(1998)、「部活動改革」、不昧堂、pp.16-19.
- 4)中教審(1996)、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（一次答申）」、文科省ホームページ、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701c.thm
- 5)中学生・高校生のスポーツに関する調査研究協力者会議(1997)、「運動部活動の在り方に関する調査

研究報告」、文科省ホームページ、

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/001/toushin/971201.htm

6) 文部省(2000)、「スポーツ振興基本計画」、文科省ホームページ、

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014/001.htm

7) JOC(2001)、「ゴールドプラン」、JOC ホームページ、<http://www.joc.or.jp/goldplan/gold/goldplan.pdf>

8) 日体協 (2001)、「21 世紀の国民スポーツ振興方策」、日体協ホームページ、

<http://www.japan-sports.or.jp/about/pdf/21century.pdf>

9) 文科省(2007)、平成 19 年度予算 (案) 主要事項、文科省ホームページ、

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/01/06122800/07011016.pdf

10) 成岩スポーツクラブ、成岩スポーツクラブホームページ、

http://www.narawa-sportscLub.gr.jp/socio/club/club_01.html

11) 大平滋、大竹弘和(2002)、総合型地域スポーツクラブへの段階的以降、『月刊トレーニング・ジャーナル 24(3)』、pp.66-70.

12) 半田市 (2002)、「半田市スポーツ振興基本計画」、半田市ホームページ、

<http://www.city.handa.aichi.jp/sports/shigoto/shinkokeikaku/shinkoukeikaku.pdf>

13) 夏秋英房(2003)、愛知県半田市の総合型地域スポーツクラブの発展と運動部活動、『生涯学習研究 1』、pp.15-23.

14) 読売新聞、2006 年 9 月 13 日

15) 日体協ホームページ、<http://www.japan-sports.or.jp/local/outline/jicchi.html>

16) 日体協ホームページ、<http://www.japan-sports.or.jp/local/outline/jicchi.html>

17) 読売新聞、2005 年 7 月 30 日

18) 福岡県スポーツ振興公社(2005)、国内初のタレント発掘プログラムでトップアスリート育成、『財界九州 46(7)』、pp.161-163.

19) 福岡県ホームページ、http://www.sfen.jp/sporttown/st_0032.html

20) 田中眞太郎(2004)、II 地域におけるスポーツ科学センターアクション福岡：「福岡県タレント発掘事業」について、『臨床スポーツ医学 22(4)』、pp.381-389.

21) 滝口隆司(2005)、スポーツ英才教育に潜む危険性、『現代スポーツ評論 12』、pp.28-41.

22) 日本バレーボール協会ホームページ、<http://www.jva.or.jp/toresen/academy/>

第3章 「エリートプログラム」における競技力向上の実践

第1節 各競技団体の「エリートプログラム」における実践

バレーボール「バレーボールアカデミー」

日本バレーボール協会が大阪府貝塚市で実施する「バレーボールアカデミー」は中学生が対象で、共同生活を送りながら地元の貝塚市立貝塚第二中学校に通う。プログラム実施の背景には、オリンピックアテネ大会で優勝した中国のバレーボールチームが、国家レベルの若年層強化策を行っており、育成拠点で年間を通して集中的な育成を行っていることがあった（滝口、2005,p.29）。日本バレーボール協会のプログラムでは、全国から集まった小学6年生（女子）から毎年約6人程度選抜し、貝塚市の拠点で3年間の集中的育成を行う。

「バレーボールアカデミー」の入学トライアルでは日本バレーボール協会が実施し、バレーボールの特性上から、本人・両親の身長、足のサイズ等が審査され、バレーボールの経験の有無を問わず身体的に優れた子どもを選抜することになっている。そのため「NTドリームス」（クラブチーム）として試合等の活動を行うが、「バレーボールアカデミー」は入学の時点でバレーボールの経験がない子どもがいるため、チームとしての活躍は求めず、長期的に選手として成長することを狙いとしている。卒業生は強豪校である東京都の下北沢成徳高等学校や大阪府の四条畷学園高等学校などへ進んでいる（日本バレーボール協会ホームページ）。

新体操「フェアリージャパン POLA」

日本体操協会の新体操部門は、オリンピック北京大会を3年後に控えた2005（平成17）年、新たな強化策を試みることになる。2004（平成16）年以降、オリンピック北京大会に向けた新体操強化本部長に就任している山崎浩子氏は、成績を残せていない個人種目ではなく、1999（平成11）年の大阪世界選手権で4位、2000（平成12）年のオリンピックシドニー大会で5位の成績を残した団体チームの重点的強化に乗り出した。

対象となるのは中学・高校生年代で、特に高校生年代は千葉県立大宮高校で共同生活を送り、集中的な育成を受けている。通信制の大宮高校では、体育館の使用の自由がきき、同高校の協力を得て、そこを拠点にしている。

このプログラムでは集中的育成を通じ、「チーム」としての強化に重点を置いている。「フェアリージャパン POLA」のメンバーは既にナショナルチームとして活動しており、国際大会への出場も行っている。

現在日本のナショナルチームの実力は世界のトップに準ずる位置にあり、世界のトップに位置するロシア、ベラルーシ、イタリア、ブルガリア、中国などのチームが目標となる（山崎浩子、2006,p.11.）。

これまで、2005(平成 17)年のアゼルバイジャン世界選手権大会のリボン種目(団体)で 6 位、2006 (平成 18) 年のワールドカップではフープ&クラブ種目(団体)で 7 位、2007 (平成 19) 年には 10 位以内でオリンピック出場が決まるパトラス世界選手権でロープ種目 7 位、フープ&クラブ種目で 8 位とオリンピック北京大会の出場を決めた。

サッカー「JFA アカデミー福島」

「JFA アカデミー福島」には男女それぞれ中学・高校生が在籍しており、地元の学校に通いながら育成を受けている。実施 2 年目をむかえている現在男子は中学 2 年生まで、女子は中学 2 年生と高校 2 年生（女子は初年度のみ高校生を募集）が在籍している。

日本サッカー協会の取り組みは教育方針の審議から自治体と協議をおこなうなど、「エリートプログラム」としては競技団体と学校に加え自治体の教育目標と連携を実現させた新たな取り組みである。また、2008（平成 20）年からは、JOC が「JFA アカデミー福島」の学校教育との連携等をモデルに「エリートスクール」を開校する予定になっており、ここではマイナー種目を対象に全国から種目ごとの優れた子どもが集められ年間を通じた集中的な育成が行われる。

更に、「JFA アカデミー福島」は既に日本サッカー協会が展開している一環指導体制の中心的事例としての位置づけにあり、最終的には「エリートプログラム」の成果が全国に広がることを狙っている。

以下では、「JFA アカデミー福島」における競技力向上と教育行政の連携、サッカー全体のレベルアップを展望した取り組みに注目し、詳しく分析し、学校運動部と競技団体の連携のヒントとしたい。

第2節 サッカー「JFA アカデミー福島」の設立と日本サッカー協会の選手育成

第1項 日本サッカー協会が実施する一環指導体制の全体像

本研究において取り上げる「JFA アカデミー福島」は、日本サッカー協会が若年層から日本代表レベルまで、一貫した指導体制を確立するために進められている「エリート育成プログラム」の一部である。

日本サッカー協会は、2002年以降「キャプテンズ・ミッション」により現在まで11項目の「ミッション」を掲げ、「サッカーに携わるあらゆる人々が幸せになれる環境づくり」を目指し、サッカー人口の拡大、エリートの養成、日本のスポーツ環境整備等に取り組んでいる（日本サッカー協会ホームページ）。11のミッションのうち、若年層（高校生年代まで）の「エリートプログラム」に関わるものは、ミッション3『JFA キッズプログラム』の推進、ミッション4「中学生年代の活性化」およびミッション5「エリート養成システムの確立」である。

ミッション3『JFA キッズプログラム』の推進

日本サッカー協会が実施する一環指導体制のなかで最も若い年代への取り組みとして、「JFA キッズプログラム」がある。対象は、U-6、U-8、U-10（6歳以下、8歳以下、10歳以下）の年代に区分されており、小学生以下も含まれる。一環指導のなかで「JFA キッズプログラム」の年代は、「普及・ベース」の段階として位置付けられ、該当する年代の子どもたちにサッカーとの出会いの場を提供すると同時に、周囲の大人にこの年代に適したサッカーの指導を理解してもらうことが目標とされている。

具体的には、周囲の大人への啓蒙を目的としたハンドブック作成、指導者（キッズリーダーインストラクター、キッズリーダー）の養成・活用、イベント等の開催、幼稚園等へのサッカーの正課導入の提案、小学校の授業への指導者派遣などをおこなっている（日本サッカー協会、2006）。

現在、「JFA キッズプログラム」は全国47都道府県で実施されており、今後も推進されていくことになっている（川淵、2006,p49）。

ミッション4「中学生年代の活性化」

中学生の時期のサッカーにおいては、試合数の不足、大学受験による時間の制限、サッカーを指導できる人材の不足、女子サッカーにおける生徒・教員の部活離れ等により選手育成への弊害が指摘されている(日本サッカー協会ホームページ)。具体的な対策としては、プレーの機会の提供と環境整備、各都道府県のサッカー協会の取り組みの推進、文科省、中学校体育連盟、自治体、学校との連携を図るなどしている。

ミッション5「エリート養成システムの確立」

ミッション5の「エリート養成システムの確立」では、U-14、U-16、U-18の年代を対象に全国から優れた人材を発掘し、将来の日本代表を目指した育成事業を展開している。そのなかに本研究の事例として取り上げる「JFAアカデミー福島」の取り組みも含まれる。2003(平成15)年からは「JFAエリートプログラム」が開始され、U-13、U-14の年代から優れた子どもを選抜し、年間約4回、約1週間に渡る合宿(「キャンプ」)での指導を実施している。

「エリート養成システム」の目的の一つは、「JFAキッズプログラム」の年代(U-6～U-10)から優れた子どもを選抜し、適切な環境と指導を与えることでもあり、小学生以下から高校を卒業する年代まで一環指導体制を確立することにも焦点が置かれている。

サッカーの一環指導体制を支える「トレセン制度」、「Jリーグアカデミー」

「JFAキッズプログラム」と「エリート育成システム」の間に位置するU-12以降の年代にも、「トレセン制度」(注1)を導入し、U-12からU-18まで一貫した指導を試みている。(表2)「トレセン制度」は1976(昭和51)年にスタートしており、ナショナルトレセンを中心に、地域トレセン、都道府県トレセン、市町村トレセンと枝分かれしており、才能豊かな子どもが全国各地から発掘されるシステムになっている。各レベルのトレセンでは過去の日本A代表の試合等から得た情報を分析したデータを基に、「指導ガイドライン」(表2)を作成し、日本代表が抱える課題を「エリート育成プログラム」全体で克服しようと試みている。

日本サッカー協会は更なる若年層育成体制の充実を目指し、2002(平成14)年からはクラブチーム単位の育成をスタートさせた。「Jリーグアカデミー」と総称されている各クラブチーム(Jリーグ加盟クラブ)の育成拠点では、「トレセン制度」のような一環指導が

行われおり、クラブチームのユースチームとして競技会にも参加している。2002（平成14）年のスタート時には7つのクラブチーム（Jリーグ所属）による実施だったが、現在では21のクラブチームで実施されており、現在では学校運動部のチームと同格あるいは上回る実力をつけている（日本サッカー協会ホームページ）。（注2）



図 3つの要素による日本サッカー協会の「三位一体+普及」の体制（日本サッカー協会ホームページ）

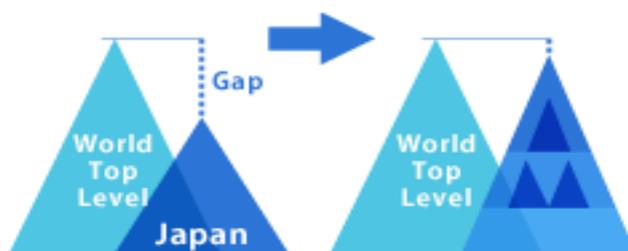


図 4.日本サッカー協会の「プルアップ」構想（日本サッカー協会ホームページ）

日本サッカー協会は2005（平成17）年、「キャプテンズ・ミッション」の更なる推進を図るため、「JFA2005年宣言」を宣言した。そこでは協会の目標として2015年までに日本代表が世界のトップ10のチーム、2050年までに日本でワールドカップを開催、その大会で優勝することが目標として掲げられた。

現在日本サッカー協会は若年層育成体制について日本代表チームの強化、指導者養成、若年層育成の「三位一体」に加え、幼年期のこどもにサッカーに触れ合う機会を提供するなどサッカー人口の増加を促進することで、より厚い競技層を築き上げることを狙っている（図3）。

特に「エリートプログラム」を実施するに当たり意識していることは、一環指導体制のなかで象徴的な先進モデルとして「エリートプログラムを」位置付け、日本全国の子ど

JFAキッズプログラム		U-6	遊びの次代	遊ぶことにより身体的・物理的な現象を学び、仲間同士のコミュニケーションから社会的経験を積む。
		U-8	生活環境の変化	自由な環境から学校で行動がコントロールされるようになる。大人の言うことを無条件で取り入れるため、大人は権威的存在として責任を意識する必要がある。
		U-10	思考力の発展（プレ・ゴールデン・エイジ）	筋道だった思考が可能になる。多面的な運動部経験を通してバランスの取れた運動部能力を身に付ける必要がある。またそのことによりゴールデン・エイジの効率的な技術習得に働く。周囲との関係にも気を使い始め、集団所属意欲が高まる反面、閉鎖的な集団意識を持ちやすい。
トレセン制度		U-12	学習の最適期（ゴールデン・エイジ）	生涯で最もスムーズに情報を吸収しやすい年代。この時期に集中的に技術習得を行う。仲間との集団生活が充実し、仲間うちでの社会的地位、集団ルールが確立される。
	JFAエリートプログラム 「JFAアカデミー福島」	U-14	発見（ポスト・ゴールデン・エイジ） からだの変化と自我の	急激なからだの成長により運動神経とのバランスが崩れ、動きが鈍くなりやすい。一方で持久性、瞬発性が成長する時期でもある。この時期になると、自己を見つめるようになり、理想とのギャップで悩みやすい。
		U-16	アイデンティティの確立	からだの著しい成長が終わり、本格的なトレーニング開始。自らの長所と短所を把握し始める時期でもあり、欠点に対して過剰な劣等意識を持たぬようケアが必要。
		U-18	自立した大人へ	プロフェッショナルなレベルでプレーを続けるか否かを決定する重要な時期。的確で総合的な能力が求められる。

表 2.日本サッカー協会の一環指導体制と「指導ガイドライン」

（山口の論文と日本サッカー協会ホームページを参考に筆者が作成（山口、2005,pp.96-102）（日本サッカー協会ホームページ）

もに刺激を与え、全体のレベルを上げることである。そのため「JFA アカデミー福島」の実践は「指導ガイドライン」に沿った実践が基本になっており、最終的には他の現場でも実践を応用できるように工夫されている。日本サッカー協会は象徴的実践をモデルに全体のレベルを引き上げるこのシステムを「プルアップ」と呼んでいる（図4）。

以上のように若年層育成を実施するなか、ヨーロッパを中心に展開されている、寄宿制、地域・学校との連携を盛り込んだ「エリートプログラム」に対抗するため、「JFA アカデミー福島」の構想が立ち上がる。

第2項 福島県での「エリートプログラム」実践構想

福島県教育委員会は2001(平成13)年3月に策定された「第5次福島県長期総合教育計画～新世紀ふくしまの学び・2010～」によって2001(平成13)年から2010年までの約10年間の長期教育計画を立てた。その中では「少子・高齢化、都市化」、「家庭や地域の教育力の低下」等の社会、教育を取り巻く環境の変化に向け、それぞれ具体策が打ち出された。「新世紀と共に」の部分では、高度情報通信社会、国際社会、少子・高齢化社会等に対応できる人間の育成を推進するとし、特に国際社会に対しては「国際社会を主体的に生きる」人材を育てることが教育目標とされた。

2002(平成14)年のサッカーワールドカップ以降、川淵三郎氏の会長(キャプテン)(注3)就任を始め、「キャプテンズ・ミッション」、「JFA2005年宣言」によってサッカーの普及、競技力向上、一環指導体制の確立等に取り組む、特に「JFA2005年宣言」の更なる具現化を狙っていた日本サッカー協会は、国内では特に充実した環境であるJヴィレッジ(詳しくは第2章第3節第2項 p.44を参照されたい)を拠点とすることを決め、更に福島県の教育目標の一部「国際社会を主体的に生きる」人材の育成にも注目し、日本サッカー協会が目指す国際レベルのサッカー選手育成を重ね合わせることで、行政、学校教育と連携した「エリートプログラム」に向けて構想がスタートした。

注

1) 「トレセン」は、日本サッカー協会が全国に設置している若年層育成拠点のことで、中央からの情報に準じて各「トレセン」で指導が行われ、一環指導体制の確立に役立っている。

2) サッカーの場合、学校運動部の他にクラブチームの活動も盛んである。例えば、高体連が主催する全国大会の他に、日本サッカー協会と朝日新聞社が主催する高円宮杯全日本ユースサッカー選手権大会があり、1999(平成11)年にクラブユースチームとしてジュビロ磐田ユースが初優勝し、その後も2004(平成16)年、2005(平成17)年にクラブユースチームが優勝している。

3) 正式には「日本サッカー協会会長」だが、川淵三郎氏自身の47都道府県の各サッカー協会会長と差別化を図ることと、親しみをもってもらいたいという思いから呼称を公募し、「キャプテン」に決定。日本サッカー協会関連のホームページ、メディアなど、普段は「キャプテン」を用いている。

第3節 「JFA アカデミー福島」の特徴

第1項 福島県と日本サッカー協会の連携

教育政策レベルでの連携

福島県、日本サッカー協会のそれぞれの取り組みを背景に2004（平成16）年9月、当時の佐藤栄佐久福島県知事と日本サッカー協会の川淵三郎キャプテンが話し合いをおこなった。話し合いの結果、福島県と日本サッカー協会の協力関係が築かれ、福島県教育委員会が掲げる「国際社会を主体的に生きる」人材育成と、日本サッカー協会が国際舞台を視野に入れ実践しようとする「エリートプログラム」が相互に連携を図りながら実践されることになった。

川淵キャプテンは、福島県のJヴィレッジという環境を活かし、地元の学校に通いながら長期的・集中的にサッカー生活を送れば、良いエリート育成が出来ると期待していた(川淵,2006,P59)。話し合いで決定した内容は、福島県の学校教育と、日本サッカー協会の「エリートプログラム」を連携させた形で「サッカーを通じた国際人の育成」を行うというものだった(双葉地区教育構想検討協議会、2005)。

話し合いの後、福島県では、2004（平成16）年10月に「日本サッカー協会『人材育成プログラム』支援庁内連絡会議」後の「日本サッカー協会『人材育成プログラム』推進連絡会議」が設置され、構想の実現に向けて検討が開始された。同年11月には「双葉地区教育構想検討協議会」が設置され、福島県、福島県教育委員会、双葉地区（富岡町、広野町、檜葉町）の各町立中学校関係者及び町教育委員会、県立富岡高等学校関係者、また日本サッカー協会と県サッカー協会もオブザーバーとして参加し、協議が行われた。

2005（平成17）年3月には「双葉地区教育構想基本方針」に協議の結果がまとめられ、そこで双葉地区の5校（町立富岡第一中学校、町立富岡第二中学校、町立檜葉中学校、町立広野中学校、県立富岡高等学校）による連携型中高一貫教育構想が打ち出された。

双葉地区における連携型中高一貫教育は、「双葉地区教育構想基本方針」の「はじめに」の部分に、

「財団法人日本サッカー協会（JFA）から福島県に対して、人材育成プログラムの提案があった…この提案を受けて、地域の中学校と高等学校が密接に連携・協力し、更にサ

サッカー協会のプログラムと連携しながら、サッカーのみならず様々な分野において、世界を舞台に活躍できる人材の育成」

と、日本サッカー協会の提案が大きく影響することになり、双葉地区における教育方針は日本サッカー協会の「エリートプログラム」と連携した「国際人」の育成が構想の中核となる。

また、富岡高等学校の青木淑子校長が「「JFA アカデミー福島」の受け入れに応じ、双葉地区の中高一貫教育の体制を確立し、富岡高の普通科を国際・スポーツ科に学科再編しました」（朝日新聞、2006.5.22）と述べているように、学校の具体的な教育内容にも日本サッカー協会との連携が反映している。

このように、日本サッカー協会と福島県が「国際的」に活躍できる人材を育成するという共通の目標を持つことにより、競技団体と学校教育の連携を実現した。

2006（平成 18）年 4 月に「JFA アカデミー福島」は開校しており、そこに通う生徒は、J ヴィレッジに隣接して建てられた寮に寄宿しながら双葉地区の公立中学校、高等学校に通っている。それ以外の時間はアカデミー内でトレーニングや学習を行う。

先の「双葉地区教育構想基本方針」によって連携型中高一貫教育が実施されることになったが、「連携型」とはこの場合、既存の中学校と高校が連携をとり、カリキュラム上で一貫した教育目標を持ち、双方の教師、生徒の交流を図りながら 6 年間の一貫した教育を行うものである。中学校から、連携している高校へ進学する場合、筆記試験は行われず、面接試験や実技試験によって入試が行われる。

日本サッカー協会は独自の入試によって「JFA アカデミー福島」の生徒を選抜し、男子は 4 次、女子は 3 次まで入試が行われる。主な内容は書類審査、実技試験、筆記試験（作



写真 1. 「JFA アカデミー福島」 男子寮

文)、面接、メディカルチェックである(注1)。

「双葉地区教育構想基本方針」の連携型中高一貫教育は、富岡町立富岡第一中学校、富岡町立富岡第二中学校、楡葉町立楡葉中学校、広野町立広野中学校、福島県立富岡高等学校の5校であるが、そのうち「JFA アカデミー福島」の生徒が通うのは男子中学生が広野中学校、女子中学生が楡葉中学校、高校生は男女共に富岡高等学校である。

6年間の教育のなかで基本目標とされるのは、「真の国際人として社会をリードする人材の育成」であり、富岡高等学校で実施されている「国際・コミュニケーションコース」、「福祉・健康コース」、「国際・スポーツコース」の3領域を中心に中学一年生から6年間一貫教育が行われる。「JFA アカデミー福島」に通う生徒は、国際・スポーツコースで学ぶことになる。

また、「JFA アカデミー福島」の生徒への特別対応として、「エリートプログラム」での活動が中学校で週1時間、高等学校で週2時間、体育の授業に換算されることになっている(読売新聞、2006.4.22)。

地域とのつながり

JFA アカデミーでは、サッカーを通じた地域とのつながりを意識している。例えば、「JFA アカデミー福島」の生徒が年代を限定せず福島県内競技会に積極的に参加したり、2007(平成19)年11月からは、活動拠点の広野町で週一回、町のスポーツ少年団(サッカー)をむかえて合同練習を行っている。また、幼稚園にスタッフが訪問し、サッカーと触れ合う機会を提供するなど、サッカー人口の拡大にも努めている。

プログラムの内容・成果を地域と共有する意味で、随時外部からの見学者の受入れ、スタッフによる地元公立学校の教科体育(サッカーの指導)への参加をおこなっている(読売新聞、2006.4.22)。

「JFA アカデミー福島」が意識する地域とのつながりは、自治体から協力を得ているこ



写真2.男子寮前に設けられたピッチ

とが影響しているが、換言すると、お互いの利点があるからこそ協力が可能になっている。つまり、日本サッカー協会にとっては「エリートプログラム」の具現化が可能になり、福島県にとっては県内サッカーの振興・スポーツに関わる子どもの増加が望める。

福島県は、学校教育の他に男女別の寮、専用のピッチ、室内練習場など、設備の面でも支援をおこなっている（川淵,2005,pp.59-60）。現在のトレーニング環境としては、男女それぞれ専用のピッチ、室内ピッチ、ウェイトルーム、Jヴィレッジ内の天然芝、人工芝（計 11 面）雨天練習場などが利用でき、更に現在は自治体の出資によってもう一つ専用の雨天練習場が建設中である。

「JFA アカデミー福島」のモデルとなったのは、フランスにおける国立サッカー学院である。



写真 3.男子寮付近に建設中の室内練習場
(2007 年 10 月)

第 2 項 フランス「国立サッカー学院」をモデルにした実践

サッカーにおいて、若年層育成プログラムを実施している国々はヨーロッパに集中している。ヨーロッパで行われているプログラムのタイプは大きく分けると二つある。

一つはフランスにおいてフランスサッカー連盟と国が連携して実践しているものである。このプログラムの実施内容はフランスサッカー連盟が作成、施設・環境整備、学校教育との連携の面で行政が支援している。

もう一つは特にヨーロッパ諸国で盛んであるクラブチーム（各国のプロサッカーリーグに所属）を拠点に、各自治体との連携を図りながら行うものである。この場合も行政からのバックアップ、学校教育との連携の下で実践されるが、クラブチームが実施主体となる点で異なる。また、フランスでは両方のタイプが共存している。

前者のタイプの取り組みとして、フランスは最も早い時期から国費を投入して若年層の育成プログラムを実施してきた（J・P・アモン,2000,p.94）。フランスの国立サッカー学院

は1972（昭和47）年、当初はヴィシーを拠点としてスタートし、1990（平成2）年からは現在のクレールフォンティエヌを中心に、13歳から15歳の年代を育成している。

クラブチームを主体とした育成プログラムに関しても、フランスでは、プロサッカーリーグの1部と2部に所属しているクラブチームに対し、若年層育成の拠点となる育成センターの置が義務付けられており、現在では41の育成センターがある。各育成センターでは国立サッカー学院からの情報を基に育成プログラムが構成されている。

フランスにおけるこれらのプログラムに参加する子どもは、フランス国内の各地の拠点に集められ、寄宿制の下、地元の学校に通いながら育成を受けている。

1970年代から、二種類の育成プログラムを連携させた形で実施されてきたフランス式若年層育成体制は、サッカーフランス代表の1998（平成10）年ワールドカップフランス大会優勝、2000（平成12）年ヨーロッパ選手権優勝につながったとされている（松原ら、2006,p.51）。

一方、その他ヨーロッパ諸国においてもクラブチーム単位の育成プログラムが行われている。特に、ドイツにおけるサッカーの環境に関して、1960年代から実践されている「スポーツ・シュレ」（注2）の取り組みがJヴィレッジのモデルとなるなど（川淵、1993,p.383）、日本のサッカーに影響を与えている。ただ、ドイツにおいて若年層の育成が本格化するのにはサッカードイツ代表の成績が低迷した1990年代後半以降のことで、クラブチームを拠点にした若年層育成はフランス式をモデルにしている（祖母井、2000,p.35）。

ドイツを始め、ヨーロッパにおけるクラブチームを拠点にした育成はフランスの実践がモデルとなっており（松原ら、2006,p.51）、フランスの実践はヨーロッパ内で高い評価を得てきた。

現在ヨーロッパにおいて若年層育成プログラムを実施している主な例として、例えばイングランドでは、イングランドリーグ（プレミアリーグ）を16回、UEFA Champions League（注3）で2回優勝しているマンチェスター・ユナイテッド（Manchester United Football Club）、スペインではスペインリーグ（リーガエスパニョーラ）を30回、UEFA Champions Leagueを9回優勝しているレアル・マドリード（Real Madrid Club de Fútbol）、同じく、スペインリーグを18回、UEFA Champions Leagueを2回優勝しているFCバルセロナ（Football Club Barcelona）、ドイツではドイツリーグ（ブンデスリーガ）を20回、UEFA Champions Leagueを4回優勝しているバイエルン・ミュンヘン（Football Club Bayern München）、オランダではオランダリーグ（エールディヴィジ）を29回、UEFA Champions

Leagueを4回優勝しているアヤックス・アムステルダム（Amsterdamsche Football Club Ajax）など、ヨーロッパの数々のビッグクラブが若年層育成の拠点となっている。

日本サッカー協会の田嶋幸三専務理事は、2007（平成19）年6月に文科省の主催で開催された「スポーツコーチサミット」において、ヨーロッパのビッグクラブによる若年層育成事業では、日本サッカー協会が「エリートプログラム」、「トレセン制度」、「キッズプログラム」全てに当てる費用を上回る額を投じていると述べている。

例えば、アヤックス・アムステルダムは、アムステルダム周辺のスポーツクラブ、学校と連携をとり、身体能力の優れた子どもをスカウトしている。海外でも南アフリカ、ガーナ、ベルギーに育成拠点を設置し16歳までの選手を育成し、更にペルー、メキシコ、中国、オーストラリア等のクラブチームと契約を交わし、16歳までの選手に関する情報を得ている。アヤックス・アムステルダムとの連携の下、世界各地で発掘された子どもは、16歳になるとアムステルダムの本拠地に集められ、地元の学校に通いながらプログラムに参加する。このプログラムには教員免許を有した学業を専門に指導するスタッフが所属しており、サッカーのトレーニングの前後に学習指導が行われるなど、学業面のサポートに力を入れている。また、学校での学業成績が、クラブの設ける基準に満たない場合、練習への参加を停止させるなど、教育責任の面も考慮している。

その他ヨーロッパのクラブチームでも、学校教育との連携、トレーニングシステム等でそれぞれ独自のプログラムを用いて若年層育成に取り組んでいる。

これらの取組みの発祥となったのはフランスであり、1998（平成10）年のサッカーワールドカップ優勝以降、一層注目されてきた。

以上で挙げたヨーロッパで行われている「エリートプログラム」で共通点として挙げられることは、若年層育成が行政、学校教育と連携している点、子どもを育成拠点に集め、寄宿制の下、地元の学校に通わせている点である。また、寄宿制を用いることで得られるメリットは、トレーニング終了後に素早くトレーニング場付近に設けられた寮に帰宅し、スムーズな栄養補給、休養が可能になるなど、トレーニングに合理的な環境を得ることができることと、サッカー以外の面においても普段の生活を通じて指導できるなど、総合的に集中した選手育成ができることにある。

日本サッカー協会は「JFA2005年宣言」の具現化にむけ、フランス式の若年層育成プログラムに注目した（川淵,2005,p.59）。また、日本サッカー協会は2005（平成17）年9月、フランスサッカー連盟と連携協定を結んでおり、それ以降フランスからの情報提供を受け

ている（読売新聞、2006.05.11）。

フランスにおける若年層育成体制について詳しく述べると、まず、フランスにおけるスポーツ全般の選手育成を推進しているのは政府内の青少年スポーツ省（Ministère Jeunesse et Sport）である。サッカーに関して専門的な取組みを行うのが青少年スポーツ省の下部組織のフランスサッカー協会（Fédération Française de Football）である。

フランスにおける具体的プログラム内容

先に述べたように、フランスにおけるサッカーの若年層育成体制は、選手育成、行政、学校教育が連携した形で行われており、フランスサッカー協会が主体となり、青少年スポーツ省の協力の下に運営している。主な育成拠点は国立サッカー学院（INF）と、クラブチーム内の育成センターの2種類である。

特に、「JFA アカデミー福島」のモデルとなっている国立サッカー学院は、「個」の育成を目指し、チームとしての育成は行っていない。つまり、チーム内での連携や、チームとして成績を残すことは考えず、それぞれの選手がどのチームに行ってもプレーできるようにすることを意識している。

国立サッカー学院の本拠地は現在パリ近郊のクレールフォンティエヌに置かれており、フランス国内には全部で8ヶ所設けられている。国立サッカー学院では、毎年1000人近い入学志望者中から20人の子どもを選抜しており、合格した場合は各生徒の自宅から最も近い拠点に配属される。対象年齢は13歳から15歳まで3年間である。卒業後は、主にクラブチームごとの育成センターでサッカーを続けることになり、それぞれのクラブのユースチームとして活動しながらプロを目指す。ちなみに、フランスでは国立サッカー学院の実践が開始される以前、13歳から15歳の年代（中学生年代）における育成環境の改善が求められていた背景があり、日本サッカー協会の「キャプテンズ・ミッション」のミッション4「中学生年代の活性化」と共通した問題を抱えていた。

国立サッカー学院の歴代卒業生のうち、卒業直後95%はクラブチームの育成センターへ進み、その後サッカーを続ける上で50人以上がユースのナショナルチームに選抜、40人以上がプロ選手に、3人がフランス代表となっている（松原ら、2007,p.41）。

それぞれの国立サッカー学院では、約10面のピッチ、室内練習場、プール、メディカルセンター、図書資料室が設けられており、生徒は常に利用することができる。

国立サッカー学院で実践されている寄宿制では、家庭による教育を尊重している。フラ

ンスサッカー協会は、子どもが家元から離れて暮らすことで生じる教育上の弊害を考慮し、1年目と2年目は、週末の強制的帰宅が実施されている。試合に関しても2年目までは地元のクラブチームとして参加することになっている。

またその際、子どもは地元のクラブに情報を提供する役割も担っており、8ヶ所の国立サッカー学院と41ヶ所の育成センター、計49ヶ所の育成拠点で情報が共有され、一環指導の促進につながっている。

フランス国立サッカー学院における行政との連携

国立サッカー学院の目標の一つには、若年層育成体制の活性化を図るとともに、早期の「エリートプログラム」によって親元から別離することで生じる、教育環境の悪化を懸念する人々（フランスにおいて）を納得させることがある。（松原ら、2006,p.28）。

また、フランスでは若年層におけるサッカーの過熱により、勝利至上主義が問題となっており、国立サッカー学院の設置は、そういった若年層のサッカー環境を修復する狙いもある（松原ら、2006,p.56）。このように国内のスポーツ環境の正常化や、競技と学業を両立させるモデル的实践として機能することで、公共事業としての存在意義を保っている。

「JFA アカデミー福島」における実践

「JFA アカデミー福島」では、以上のようなフランスにおける競技団体、行政、学校教育の連携をモデルにしている。

2007（平成19）年度の時点で「JFA アカデミー福島」の生徒数は男子31人（1年目15人、2年目16人）、女子28人（1年目23人、2年目5人）である。テクニカル・アドバイザーとして、フランスの国立サッカー学院で指導を行っていたクロード・デュソーコーチをむかえている。

フランスの実践では卒業生がプロとして活動するなど、既に結果が出ているが、「JFA アカデミー福島」の取組みではスクールマスター（校長）の田嶋幸三氏が述べるように、将来4人に1人はJリーグでプレーする選手に育つことを期待している（読売新聞、2005.8.15）。

日本における実践はまだ具体的な成果が出ておらず、発展段階といえるが、以下のような方針の下で実践している。

「JFA アカデミー福島」のトレーニングコンセプト

フランスの国立サッカー学院が実践している「個」の育成をモデルにしている。チームスポーツであるサッカーにおいて、チームの戦術に合わせてプレーする、チームメイトとの連携プレーを充実させるなど、チームとしてのプレーが重要になる。例えば、サッカー日本代表では監督の方針に基づいたプレースタイルがあり、選手の選考もそのプレースタイルに馴染むかどうかという点が重要になる。あるいは、一部の優秀な選手に合わせてチームのプレースタイルが考えられる場合もある。つまり、日本代表の選手たちのほとんどは、個人の能力特性の他に、いかにチームの連携スタイルに馴染めるかが求められる。「JFA アカデミー福島」では、クラブチームから代表チームへの順応、新しい日本代表監督の元での新しい連携スタイルへの順応、といったプレー環境の変化に対応できるよう、一定のチームの戦術に縛り付けるのではなく、チームとしての「JFA アカデミー福島」ではなく、あくまでも「個」としての育成を重視している。実際に、所属する子どもは、同じ年代との試合は、年一回の JFA プレミアカップ（注 4）を除いては行わず、上の年代との試合が中心となっている。

トレーニング方針は、日本サッカー協会が作成した「指導ガイドライン」に基づく年代区分に沿って行われる。そのため、「JFA アカデミー福島」では U-16 に中学 3 年生と高校 1 年生が該当するなど、学校の枠を飛び越えた年代設定の下でトレーニングが行われる。

進路に関する方針

進路の面では、中学校卒業の段階で一度検討することになっている。様々な理由で適応困難な場合、身体的な理由でハイレベルのトレーニングが困難な事態が生じた場合、本人、家族、学校、指導者との協議によって「エリートプログラム」への参加を持続するかどうか決定する。

費用に関する方針

入学後、サッカーに関わる費用は全て日本サッカー協会が負担するが、公立学校に関わる費用は一般生徒と同様の負担となる。

その他のサポート体制

サポート面では、日本サッカー協会技術委員会、女子委員会、スポーツ医学委員会等に

より、メディカル、栄養、フィジカル、テクニカルにおいてサポートを行っている。また、精神的な面には、カウンセラーが相談にのることになっている。

学業に関するサポート

「JFA アカデミー福島」は寮内において「人間的な教育」、「論理的思考」、「語学能力」、「ロジカルコミュニケーションスキル」、「IT等の総合的教育」、「リーダー教育」といった「JFAプログラム」を実施している。特にコミュニケーション、英会話等は外部の講師を招いている。

トレーニングコンセプト	
カテゴリー	コンセプト
男子 中1・中2	① 技術の習得 ② 技術の習得 ③ 技術の習得 ④ 個人戦術の徹底
中3・高1	① 技術の習得 ② 個人戦術の徹底 ③ グループ戦術 ④ チーム戦術の中の個人
高2・高3	① 試合の中での個の発揮 ② コンペティティブな試合経験 ③ トップレベルでの経験 ④ 世界への挑戦
女子 以下の内容を年代、個人のレベル、特徴に合わせて設定	① 技術の習得 ② 個人戦術の徹底 ③ グループ戦術 ④ チーム戦術の中の個人 ⑤ 試合の中での個の発揮 ⑥ コンペティティブな試合経験 ⑦ トップレベルでの経験 ⑧ 世界への挑戦

表 3. 「JFA アカデミー福島」の年代別トレーニングコンセプト（日本サッカー協会ホームページ）

第3項 「JFA アカデミー福島」の検討

優れた点

(1) 競技団体と行政の連携

「JFA アカデミー福島」の充実したトレーニング環境、学校教育との連携は、地元行政

の協力の下に実現している。地元行政との協力関係を築き上げるために、教育政策の構想から日本サッカー協会が関わったことも、効率的に両者が協力できる要因である。

「JFA アカデミー福島」の実践は地域とスポーツがともに活性化する方法としてあらたな方法を示唆している。

(2) トレーニングコンセプト

「JFA アカデミー福島」のトレーニング実践では、「個」の育成をコンセプトとしており、団体種目としては目の前の勝利を求めずに生徒の可能性を最大限に引き出す取組みである。このように、種目の特徴に応じた、科学的な競技力向上の実践を行えるのは、競技団体が直接トレーニング内容を統括しているからである。

学校運動部での競技力向上は、学校体育連盟が主催する競技会を基準にトレーニングコンセプトが設定されるため、例えばサッカーのように競技団体から年代別の「指導ガイドライン」が出されても、競技会でそのコンセプトが通用しないという事態が起こる。そのため他の種目でも競技団体が優れたトレーニングコンセプトを提示しても学校運動部の実践現場で実現できない事態が起こりうる。

課題

(1) 育成拠点の不足

「JFA アカデミー福島」のモデルであるフランスの国立サッカー学院は、フランス国内に8ヶ所設置されている。それに対し、日本は「JFA アカデミー福島」の1ヶ所のみである。また、フランスの実践では遠方から生徒を集める必要がなく、一、二年目の生徒は強制的に毎週末実家に帰宅させている。

日本の場合は、フランスのように競技団体が行政の下部組織として機能しているわけではなく、競技団体と自治体の自主的な交渉が必要となる。更に自治体ごとの財政、教育方針、施設建設地の有無など、全ての条件がそろふ必要がある。

「JFA アカデミー福島」の例も、一競技団体（日本サッカー協会）と一自治体の合意の上に実現しており、このような取組みを日本全体に普及させるにはどうしても長期的な期間を要する。

(2) 教育責任の問題

親元を離れることで考えなくてはならないことの一つに、教育の責任がある。4人に1人は人プロになってほしいという目標をみるだけでも、将来生徒がサッカー以外の道に進む

可能性も高く、サッカー以外の進路に向けた準備も必要である。

特に近年では 2006（平成 18）に改訂された「教育基本法」（文科省、2006）で家庭の教育責任が見直されるなど、家庭による教育の重要視は社会的な傾向であり、親元を離れた教育に関しては慎重になる必要がある。

そこで、親元から離れて行われる「JFA アカデミー福島」では、「エリート」育成を目指して独自に行われる「JFA プログラム」の他に、学校教育で行われる一般的な学力に関しても責任を負う必要がある。対策として「JFA アカデミー福島」では、年数回の帰省（男子 2 回、女子 3 回）、公立学校の長期休業期間の帰省、カウンセラーによる相談、地元の家庭に週末などを利用してホームステイする「サポートファミリー」を実施している。ただ、島田ヘッドコーチが「早急な拠点数拡大が早急の課題」と述べるように、全国的にプログラムの受け皿を普及させる必要がある。

例えば、フランス国立サッカー学院では、学習に関する基準は設けられていないが、子どもを親元から離して育成する場合もあるヨーロッパのクラブチーム単位の若年層育成プログラムでは学業成績の基準を設け、基準に満たない子どもの練習・試合の参加を規制している。

また、教育責任の問題への対応の一つとして、親元から離さずに、競技団体の選手育成プログラムを実践するという方法が考えられるが、その点で全国的に展開されている学校運動部(サッカーの場合はクラブチームも)は受け皿として期待できる。

考察

「JFA アカデミー福島」における競技団体と地元行政の連携は競技力向上と学校教育の連携が可能であることを示している。その条件は「JFA アカデミー福島」での連携をモデルにするならば、競技力向上の実践が自治体の教育目標と同じ方向に向かうことである。

「スポーツ振興基本計画」以降、競技力向上のノウハウは学校外を中心に展開される傾向にあり、学校運動部における具体的実践は、現場の技量に依存されている。そのなかで「JFA アカデミー福島」は学校外において優れた競技力向上の実践をし、国内の競技力向上のモデルとなろうとしている。また、地元行政との連携は競技力向上と学校教育の新しい関係のあり方となっている。

日本サッカー協会が実践する最新の競技力向上の取り組み、「指導ガイドライン」にみられる年代別の育成は学校運動部のサッカーにおいても有効な競技力向上の実践といえるが、

実際には学校体育連盟が作成する全国大会の開催基準がそれに適応していないため、年令を飛び越えたチーム作り・トレーニングが優先されることになる。

競技団体が実践するような最先端の競技力向上の実践を学校運動部にも普及させるには学校体育連盟はまず、競技会の開催基準作成等に競技団体の参加を認め、種目ごとの育成プログラムに対応した競技会を開催することが求められる。

育成拠点の不足と教育責任の問題は「エリートプログラム」共通の課題といえる。例えば日本新体操協会の「エリートプログラム」では現在は千葉県立大宮高校（通信制）の授業とレポートを中心に学習が行われているが、学業成績に関する基準は設けられていない。親元を離れた活動であるため、いかにプログラム内で教育責任を負うかが課題として挙げられる。新体操の「エリートプログラム」で監督を務める山崎浩子氏は「学業面に関しては日本体操協会からは特別な措置は行っていない、現状としてはもともと学業レベルの高い生徒に来てもうしかない」と述べている。しかし、メンバーの選出は全国高校総体などの主要競技会での成績、入試試験（「オーディション」）によって行われており、入試試験の内容は1次審査では身長・股下・体重の測定、2次審査では柔軟性・バランス・ピボット（注1）・ジャンプ能力のテスト、3次審査では投げ・受けのテスト、4次審査では総合的な演技のテストと、学業成績に関する審査内容が含まれていない（日本体操協会ホームページ）。新体操の「エリートプログラム」は期間が一年間に限られており、その期間を終えた選手は、その後もオリンピック代表を目指してそれぞれ所属するクラブチーム等で活動することになる。だが選手・社会人として将来の進路が保障されるわけではないため、やはり教育面での責任問題を解決する必要がある。場合によっては日本体操協会の取り組みは競技団体がかつて「オリンピック主義」と共に生徒のスポーツに勝利至上主義を持ち込んだという失敗を繰り返す虞がある。

若年層における、少数を対象にした一環指導や英才教育が過熱することで、小学校低学年やそれ以前の段階で競争が過熱化したり、生徒のスポーツ環境に格差が生じ、身体能力に恵まれたごく一部の子ども以外は早くから見込みを奪われ、スポーツの普及にマイナスの作用が働くという所謂「スポーツ格差」という懸念もある（滝口、2007,pp.46-57）。もし育成プログラムの内容の実施母体（学校運動部）を広めることができれば、対象となる子どもの数を拡大できると同時に親元を離れるリスクを避けることができ、「スポーツ格差」・教育責任の問題が是正させると考えられる。

注

1)入試試験に関しては日本サッカー協会が独自に書類審査、実技試験、筆記試験（作文）、面接、メディカルチェック等を行う。（男子の場合、書類審査または各都道府県トレセンでの実績によっては、1次試験の実技試験免除）募集人数は、2008年4月入学予定の生徒で男子15人、女子6人である。審査書類は、学校の成績に関する書類、身体的な数値・サッカーあるいはスポーツ歴・得意なポジション等をみる「個人調査書」、「健康調査所」などである。実技試験では、スキルテスト、フィジカルテスト、ゲーム等を行う。筆記試験（作文）は男子で3次試験以降、女子で2次試験以降行われ、面接は個人面接と保護者面接をそれぞれ最終試験で行う。現在は二期生までが入学しており、男子は中学1、2年生、女子は中学1、2年生、高校2年生（女子のみ初年度高校生を募集）が在籍している。

2)「スポーツシュレ」はJヴィレッジのモデルとなった、ドイツのスポーツ施設である。

3)ヨーロッパ諸国のトップのクラブチームが集まり頂点を争うリーグ

4)JFA プレミアカップは、日本サッカー協会が主催する中学生年代の競技会である。毎年Jヴィレッジで開催されている。

引用・参考文献

1)滝口隆司(2005)、スポーツ英才教育に潜む危険性、『現代スポーツ評論12』、pp.28-41.

2)日本バレーボール協会ホームページ、<http://www.jva.or.jp/toresen/academy/>

3)山崎浩子(2006)、山崎浩子が語る、日本新体操の強化策、『スポーツ・グラフィックナンバー、27(20)』(2006) ,p.11.

4)日本サッカー協会ホームページ、<http://www.JFA.or.jp/JFA/mission/>

5)日本サッカー協会(2006)、「平成18年度上期CHQ業務目標」、日本サッカー協会ホームページ、<http://www.JFA.or.jp/JFA/news/news/data/060413-10j.pdf>

6)川淵三郎(2006)、信念と情熱で走り続けた我がサッカー人生、『国際商業39(12)』、pp.46-49.

- 7)日本サッカー協会ホームページ、<http://www.JFA.or.jp/JFA/mission/>
- 8)日本サッカー協会ホームページ、<http://www.j-league.or.jp/100year/academy/>
- 9)日本サッカー協会ホームページ、<http://www.JFA-academy.jp/fukushima/boys/elite.p1.html>
- 10)山口隆文(2005)、ユース年代の指導、『現代スポーツ評論 12』、pp.92-109.
- 11)日本サッカー協会ホームページ、<http://www.JFA-academy.jp/fukushima/boys/programs.html>
- 12)川淵三郎(2006)、編集長新春特別インタビュー (財) 日本サッカー協会キャプテン川淵三郎 J ヴィレッジから世界に通じる人材を！、『財界ふくしま 34(2)』、pp.58-63.
- 13)双葉地区教育構想検討協議会 (2005)、「双葉地区教育構想基本計画 最終まとめ」、双葉地区ホームページ、<http://www.pref.fks.ed.jp/kyouikukousou/kyouikukousou.pdf>
- 14)朝日新聞、2006年5月22日
- 15)朝日新聞、2006年4月22日
- 16)朝日新聞、2006年4月22日
- 17)川淵三郎(2006)、編集長新春特別インタビュー (財) 日本サッカー協会キャプテン川淵三郎 J ヴィレッジから世界に通じる人材を！、『財界ふくしま 34(2)』、pp.58-63.
- 18)J・P・モアン (2000)、フランス代表、ビッグタイトル連取の理由、『現代スポーツ評論 3』、pp.91-103.
- 19)松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2006)、フランスの青少年サッカー選手育成システムに関する研究－若年層における選手育成システムの現状と特徴－、『大阪教育大学紀要 55(1)』、pp.51-70.
- 20)川淵三郎(1993)、わが J リーグのプロ野球追撃作戦、『文芸春秋 71(2)』、pp.380-388.
- 21)祖母井秀隆(2000)、ドイツサッカー協会における若手タレント発掘、育成プログラム、『スポーツ教育学研究 20』、pp.35-38.
- 22)松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2006)、フランスの青少年サッカー選手育成システムに関する研究－若年層における選手育成システムの現状と特徴－、『大阪教育大学紀要 55(1)』、pp.51-70.
- 23)川淵三郎 (2006)、編集長新春特別インタビュー (財) 日本サッカー協会キャプテン川淵三郎 J ヴィレッジから世界に通じる人材を！、『財界ふくしま 34(2)』、pp.58-63.
- 24)朝日新聞、2006.05.11
- 25) 松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2007)、フランスの青少年サッカー選手育成システムに関する研究－国立サッカー学院 (I . N . F) の現状及び特徴－、『大阪教育大学紀要 55(2)』、

pp.27-44.

26) 松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2007)、フランスの青少年サッカー選手育成システムに関する研究－国立サッカー学院(I.N.F)の現状及び特徴－、『大阪教育大学紀要 55(2)』、pp.27-44.

27) 松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2006)、フランスの青少年サッカー選手育成システムに関する研究－若年層における選手育成システムの現状と特徴－、『大阪教育大学紀要 55(1)』、pp.51-70.

28) 読売新聞、2005年8月15日

29) 日本サッカー協会ホームページ、

http://www.JFA-academy.jp/fukushima/boys/info_pamphlet07.pdf

30) 文科省(2006)、「教育基本法」、文科省ホームページ、

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html>

31) 日本体操協会ホームページ、<http://www.radio.ne.jp/rg-japanteam/p031mMh7/pekin051228-2.pdf>

32) 滝口隆司(2007)、スポーツ格差社会と英才教育、『現代スポーツ評論 16』、pp.46-57.

第4章 「エリートプログラム」の事例から導き出される学校運動部の実践

これまで述べてきたことをまとめると、まず戦後の「オリンピック主義」等の影響によって競技団体による過熱した競技力向上が顕著になり、学校運動部にも影響を与えた。その競技力向上熱から生徒のスポーツを守るために、文部省によって「対外競技の基準」の通達、学校体育連盟による主体的な全国大会の管理が行われた。

戦後にスタートした学校体育連盟を中心とする体制の下では、全国大会開催基準の作成に偏っていた。その代わりに具体的なトレーニング内容は「オリンピック主義」を社会的背景に広まった勝利至上主義等の影響を受けることになり、後に競技団体が「オリンピック主義」と共に学校運動部に勝利至上主義を持ち込んだと批判されることになった。

一方、全国大会開催基準では学校教育活動としての性格を尊重するため、「学校対抗制」が原則とされた。現在でもその基準は存在しており、中学・高校生にとって中心的な競技会である全国中学校体育大会、全国高校総体、全国高校選抜には学校運動部としてのみ出場できる。しかし、「スポーツ振興基本計画」以降、競技団体を中心に学校外での競技力向上が進められ、学校外における選手育成プログラムの発展が進んだ。そのことによって「育成」と「発表」の場が二分化することになっている。今後効率的な若年層育成体制を確立するために、二分化した状況を連結する必要がある（図4）。

そのなか、かつて過熱した競技力向上によって警戒された競技団体では、過去の非科学的実践を反省し、科学的根拠に基づく選手育成が進められている。そこでは勝利至上主義、精神主義的实践といった性格は影を潜めており、多数派である学校運動部が置き去りにされようとしている。特に第3章で取り上げた「JFA アカデミー福島」の取組みは、競技力向上において合理的プログラムを採用し、JOCの新たな取組みのモデルとなるなど、国内では先進的事例となっている。

学校外で充実化する競技力向上の取組みは、具体的なトレーニング内容を要する学校運動部にも向けられる必要がある。また、「JFA アカデミー福島」にみられる自治体との協力は、競技力向上と学校教育の連盟のモデルとなりうる。

以下において、図4で示した体制を実現するための具体的対策について述べる。

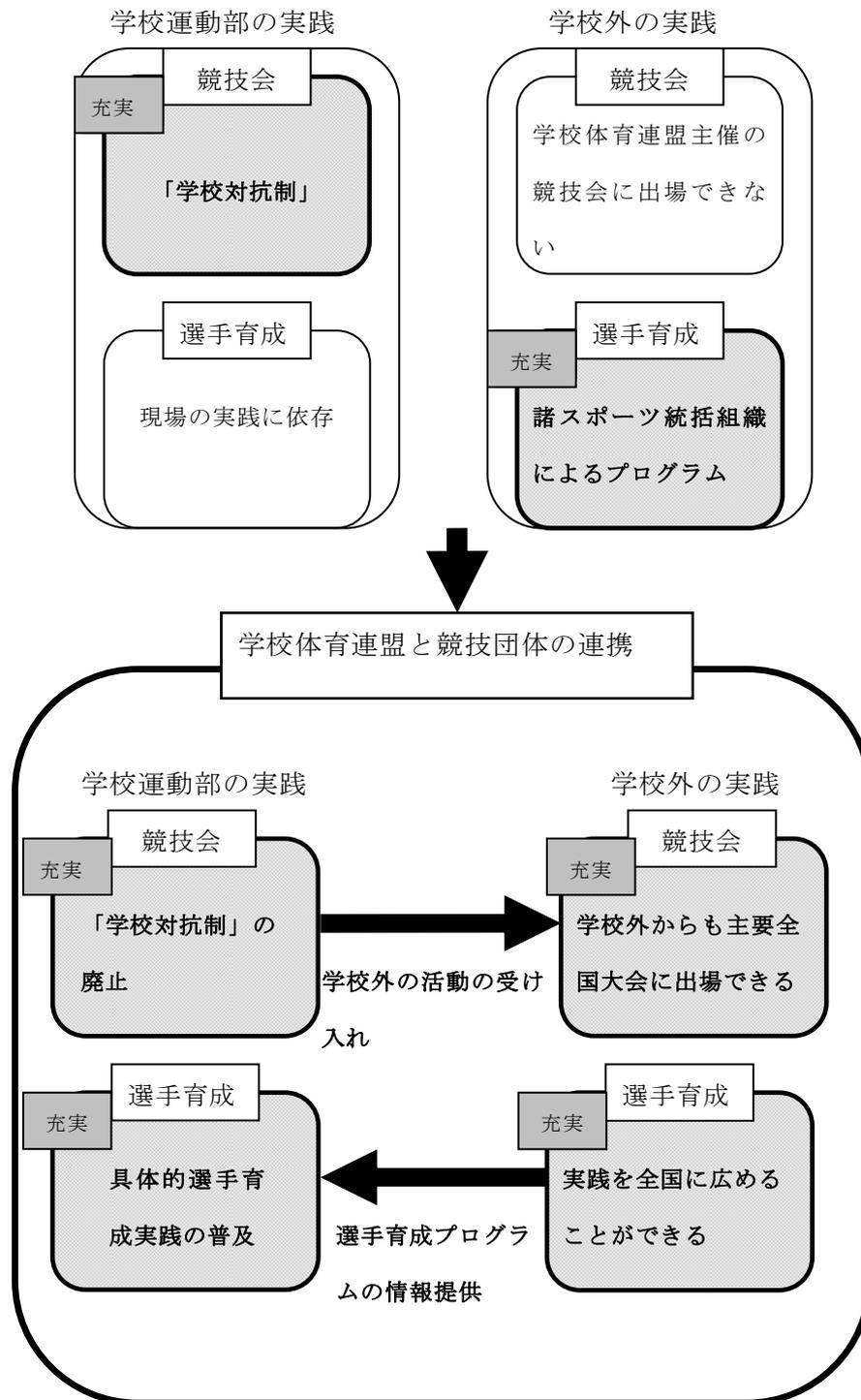


図 4. 生徒の競技力向上をめぐる競技会と選手育成プログラム II

第1節 競技団体による学校運動部統括への参加

競技団体は種目ごとにおいて科学的見地に立ったトレーニング方法を培っており、かつてのように単に競技会の回数を増やしたり、「根性主義」のように非科学的トレーニングを実践する風潮は影を潜めている。むしろ日本サッカー協会の「エリートプログラム」に代表されるトレーニング方針は、勝敗を意識しない育成、各年代に適した慎重な育成が行われている。こういった競技団体の取組みが学校運動部の現場に浸透することで、精神主義的実践、非科学的実践が改善へと向かう。

競技団体と学校運動部をつなぐ連結役として、各都道府県競技団体の役割が期待される。各都道府県競技団体と各学校運動部の連結役としては、序章第5節で挙げた中西の提案通り地区ごとの学校運動部指導者で組織される連絡セッション「学校運動部指導者連絡会」を設けるべきである。

日本サッカー協会の「JFA アカデミー福島」の実践では、育成拠点の不足、親元を離れることで生じる教育責任の問題が課題として挙げられたが、もし学校運動部への情報提供に伴って競技団体のトレーニングコンセプトが全国的に広まれば、学校運動部を育成プログラム実践の場として考えることができ、親元を離れることなく、多くの子どもに優れた教養環境を与えることができる。

また、競技団体は過去に学校運動部との関わりで失敗をしており、再度強いつながりをもつことに懸念が持たれることが予想される。そういった懸念に対する説明責任として、競技団体のプログラムの効果と、自治体ごとの教育目標が一致する部分を見出す必要がる。その点で「JFA アカデミー福島」における競技力向上と教育目標の連携は、競技団体と教育委員会の協力のモデルとなる。例えば、ほとんどの都道府県教育委員会では、教育目標に「子どもの体力向上」が盛り込まれており、競技団体による学校運動部への情報提供は、生徒のスポーツ実践を健全な方向に導くことが期待され、効率的な体力向上へとつながると考える。

JOC、JISSからの情報提供を基に総合型地域スポーツクラブを拠点に行われている「タレント発掘事業」が今後全国的に展開されるようになれば、種目ごとに独立している競技団体では実践が難しかった種目変更の機会を提供する場ともなる。また、競技団体ごとの選手育成プログラムが学校運動部に浸透していれば、「タレント発掘事業」によって適正度の高い種目をみつけ、学校運動部に振り分けることで、「タレント発掘プログラム」と競技

団体の育成プログラムの連携を図ることができる。

第2節 学校運動部の地域移譲に向けた中・長期的対策

「学校対抗制」は総合型地域スポーツクラブにおける競技力向上の定着を遅らせる要因となり、また、競技団体が作成した育成プログラムの実践を困難にしてきた。第1章で述べたように、学校体育連盟が設けている「学校対抗制」は学校体育連盟が発足し、全国大会開催基準を設けた時からスタートしている。学校体育連盟にとって全国大会の主体的な開催は、文部省（文科省）が学校教育活動として認めた活動、つまり教育的活動を維持することであり、「学校対抗制」の導入も学校運動部が学校教育活動である証となってきた。そのため、学校体育連盟が主体的な管理を行っている以上「学校対抗制」を廃止することは難しいと考える。

そうなる、現状の全国大会の開催基準から単に「学校対抗制」を削除するのではなく、他の組織によって新たな基準が設けられる必要がある。そこで、学校内・外において競技力向上実践を行うようになった競技団体による全国大会の開催基準作成を提案する。競技団体によって「学校対抗制」を廃止することで、総合型地域スポーツクラブからの競技会の出場が可能になり、競技力向上の場が徐々に地域へと移り始める。そして中・長期的には「スポーツ振興基本計画」で社会的要求として示された地域でのスポーツ振興へとつながる。また、競技団体が有する種目ごとの専門的情報と、これまで学校体育連盟主催の競技会に共催者として携わってきた経験を活かすことできる。

多種目に渡る中学・高校生の全国大会をまとめるそれぞれ一つの開催基準を作成するには、種目ごとの協議が必要となる。そのために日体協内に「生徒競技会管理・運営委員会」を設け、全国大会の開催基準を作成することを提案する。

第3節 学校体育連盟による学校運動部の教育的性格の維持

競技団体が負うことの出来ないことの一つとして、学校教育活動としての性格の維持がある。充実した生徒の競技力向上体制を実現できるのは、競技団体であるというのが本研究の立場であるが、それは必ずしも競技団体が学校運動部の教育的性格を保てるということ

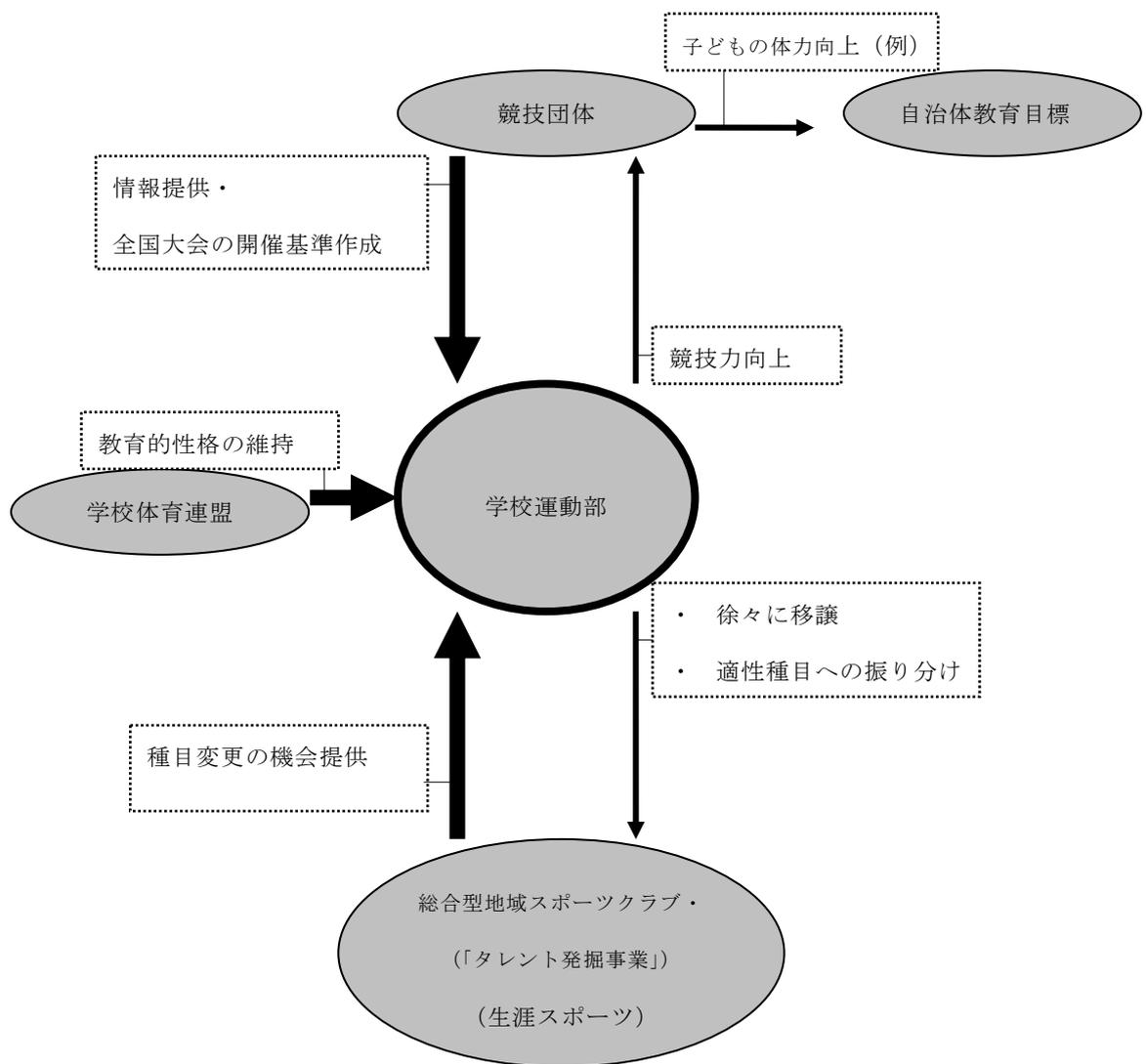


図 5.学校運動部、競技団体、総合型地域スポーツクラブの連携モデル

ではない。競技団体が適切な管理を行えるのは、競技力向上の面においてのみである。

学校運動部の統括体制が競技力向上に偏るのを防ぎ、教育的性格を維持する役割を負うのは、学校体育連盟のであると考え。もともと学校体育連盟本来の役割は生徒のスポーツを教育的活動から逸脱せぬよう管理することであり、そのために全国大会の基準を作成し、健全な開催を試みてきた。

学校運動部の競技力向上が健全且つ活発に行われるためには、選手育成実践の充実化だけでは不十分である。そこで、学校体育連盟による新たな役割として学校運動部における倫理面の管理を提案する。具体的な内容は選手のリクルート、競技団体により行き過ぎた

競技力向上が行われていないかなど、学校や競技団体を三者的立場から管理することである。

以上、三つの提案を図5に示した。

結章

第1節 本論文の総括

中学校と高校の学校運動部は戦後からの学校体育連盟による統括によって、「学校教育活動」としての性格を維持するため独自の環境を作り上げてきた。一方、「開かれた学校」や「学校スリム化」（不必要な要素は学校外で担う）といった社会的要求と、子どもの体力低下・地域で体を動かす場の消失、国際競技力の低下といった課題を背景に、文部省は2000（平成12）年「スポーツ振興基本計画」を出し、地域のスポーツ環境の充実、国際競技力の総合的向上を目指している。同計画を契機に進む総合型地域スポーツクラブの増加や、競技団体、JOC、JISSによる学校外での育成プログラムの実践は、「スポーツ振興基本計画」で目指された国際競技力の向上にむけて本格的な実践を行っており、そこで展開される一環指導体制や集中的な英才教育は組織的な体制がなければ実現が難しい高度な内容になっている。そうした高度な内容を実現できていない学校運動部は、具体的選手育成実践の未成熟という課題を抱えている。2000（平成12）年以降の学校運動部への提言としては、段階的な学校運動部の地域移譲、引続き学校運動部を学校内に位置付けていくというものがある。しかし、いずれにしても学校運動部が抱える具体的選手育成実践の未成熟という課題を解決することに焦点が当てられていなかった。

そこで、学校体育連盟に不足している種目ごとの具体的選手育成実践の充実を図る競技団体の取り組みに注目し、学校運動部と競技団体の競技力向上における連携について考察した。

第1章では学校運動部独自の性格を整理するため、学校運動部の競技力向上をめぐる歴史的背景について述べた。国立科学スポーツセンターを始め、科学的トレーニングが競技力向上の大前提となっている現在、学校運動部において精神主義的实践が指摘される背景には、戦前に国家主義教育の中心的位置付けにあったエリート校の教育と結びついて培われた修養主義的スポーツ実践があった。特に旧制高等学校の野球の実践はモデル的实践となり、他の種目にも影響を与えながら全国に広まった。

終戦後の教育改革の時期に、学校運動部にも行政的対策が講じられることとなる。文部省は「対外競技の基準」によって生徒の競技会の機会に規制を加え、学校運動部実践の過熱防止を図った。しかし1950年代、競技団体を中心に「オリンピック主義」が台頭し、

学校運動部にも競技会参加の機会の拡大が求められると、文部省によって出されていた「対外競技の基準」が緩和され始める。当時、現場では具体的指導方法が確立されていなかったため再び戦前からの精神主義的实践に頼るしかなかった。オリンピック東京大会を過ぎた1965（昭和40）年頃には、勝利至上主義や精神主義的实践復活の原因をつくった競技団体の行いに対して批判がされるなど、競技団体の競技力向上対策は学校運動部に負の影響を与える例を示す結果となった。

文部省による競技会の制限が緩和された代わりに、中学校体育連盟と高等学校体育連盟は競技会の統括役として期待された。前者は1979（昭和54）年、後者は1955（昭和30）年以降全国大会の開催基準を作成している。現在では全国の中学・高校生の約半数が両連盟を通じて加盟しており、学校体育連盟が管理する競技会は中学・高校生にとって中心的な「発表」の場となっている。

学校体育連盟が作成している全国大会の開催基準では「学校対抗制」が原則とされてきたが、学校外におけるスポーツ実践が普及しはじめた現在、「学校対抗制」は学校運動部に閉鎖的な性格を与える要因となっている。

第2章では、「スポーツ振興基本計画」を中心にスポーツへの社会的要求を整理し、その要求に沿う形で進められる総合型地域スポーツクラブと、競技団体、JOC、JISSによる競技力向上対策について述べた。

地域におけるスポーツ振興の要としての役割を期待される総合型地域スポーツクラブは、確実に全国に広まりをみせている。ただ、総合型地域スポーツクラブは「スポーツ振興基本計画」で生涯スポーツの部分で扱われ、日体協では生涯スポーツを専門の管轄とする都道府県体育協会が対策に当たるなど、競技スポーツではなく生涯スポーツの受け皿としての性格が強いのが現状である。

更に、学校体育連盟が作成する全国大会の開催基準の「学校対抗制」は、地域のクラブとしての出場を不可能にしているため、中学・高校生の競技活動の中心とならずにいる。

学校外の競技力向上対策としてはまず、JOC、JISSが中心となって行われる「タレント発掘事業」がある。「タレント発掘事業」は、種目を限定せず、身体能力が優れた子どもを選抜し、週一回程度の実践を通じて、将来伸びると考えられる種目を見つけだし、振り分ける実践である。具体的実施内容は、競技団体ごとに開発された一環指導プログラムが基本となって組み立てられており、今後は種目ごとの一環指導プログラムの作成が急務である。また、子どもたちが学校運動部や地域のクラブと重複して参加するため、普段のトレ

ーニングに気を配らないと長期的視野に立った発掘プログラムが台無しになる危険性もある。そのため、学校運動部を始め、地域のクラブには競技団体が作成する一環指導プログラムが浸透している必要がある。

学校外の競技力向上としてもう一つは、競技団体が実施する「エリートプログラム」がある。「エリートプログラム」は単一の種目において優れた子どもを選抜し、育成拠点での共同生活、地元の公立学校への通学を通じて集中的育成が行われる。現在は日本バレーボール協会、日本新体操協会、日本サッカー協会が学校教育の協力を得て実践している。

学校外における競技力向上の実践としては「タレント発掘事業」と「エリートプログラム」が現在本格的に展開されているといえる。ただ「タレント発掘事業」は種目ごとの専門トレーニングと並行して行われるもので、種目ごとの実践が事業の基盤となる。そこで、学校運動部の競技力向上で不足している具体的選手育成実践のヒントとして、競技団体が行う「エリートプログラム」に注目した。

第3章では競技団体が実施する「エリートプログラム」について詳しく掘り下げた。「エリートプログラム」ではかつて批判の対象となった競技団体の非科学的実践等は影を潜めていた。なかでもサッカーの「JFA アカデミー福島」は、日本サッカー協会が作成した選手育成プログラムの実施を始め、地域の自治体との連携など、優れた点挙げることができた。ただ、「エリートプログラム」では共通の課題として、育成拠点の不足が原因となって起こる教育責任の問題、「スポーツ格差」発生の懸念などが課題となっている。

第4章では学校運動部の長所（競技会の機会の充実）・短所（選手育成実践が未熟）、学校外での取り組みの長所（選手育成プログラムの充実）・短所（競技会の機会の不足、育成拠点の不足）を考察した結果を踏まえ、それぞれが是正・補足しあう体制について提案した。

まず早急に取り組むべき対策として、競技団体による学校運動部統括の参加を挙げた。競技団体の下部組織である都道府県競技団体を通じて各学校運動部に選手育成実践を普及させることで、学校運動部に具体的実施内容が提供される。同時に「エリートプログラム」が抱えている育成拠点の不足、親元を離れることで生じる教育責任の問題および英才教育で懸念される「スポーツ格差」を是正することができる。都道府県競技団体と各学校運動部を結ぶ役割として各地域の学校運動部指導者で組織された連絡委員会を設けることも必要となる。競技団体が学校教育活動である学校運動部に関与するには、競技団体の関与が教育上価値のあることでなければならない。そのために、「JFA アカデミー福島」をモデ

ルとして、自治体の教育目標と競技力向上が連携を図る方法がある。例えばほとんどの教育委員会で教育目標の一つとされている「子どもの体力向上」と競技団体の育成プログラムの連携は一つの方法である。

中・長期的対策としては、社会的要求から学校運動部は地域とのつながりを強めていくことが求められているため、学校運動部の段階的地域移譲の一方法を示した。具体的には学校体育連盟では廃止が難しかった競技会の基準の「学校対抗制」を、学校内・外で競技力向上実践を行うようになった競技団体が基準作成を行うことで廃止し、学校外の活動も全国中学校体育大会や全国高校総体の枠に参加できるようにする。それによって総合型地域スポーツクラブでの競技活動が盛んになり、徐々に学校運動部との交流が進む。そして最終的には「スポーツ振興基本計画」の背景にあった「開かれた学校」や「学校スリム化」が具現化されることになる。

学校体育連盟の新たな役割として、学校運動部の教育的性格の維持を挙げた。具体的には、選手のリクルート、競技団体によって不健全な実践が行われていないか、など第三者としての視点で学校運動部の倫理的な面を管理する。

第2節 今後の課題

本研究では学校外の選手育成プログラムの事例として、競技団体の取り組みに注目した。特定の種目の実践のため、全体的な統括体制に関する提案をした。今後は種目ごとの特殊性に対応した個別的対応も求められる。そのためには各種目において育成プログラムの特徴や競技性の特徴などを考察する必要がある。

参考文献一覧

- ・アメリカ教育使節団(1946)、第一次米国教育使節団報告書、『現代教育科学 99(2)』1966,pp.153-195.
- ・朝日新聞、2006年4月22日
- ・朝日新聞、2006年5月11日
- ・朝日新聞、2006年5月22日
- ・朝日新聞、2007年9月14日
- ・中体連(2006)、『設立50周年記念誌』、日本中学校体育連盟
- ・江刺正吾、小椋博編(1994)、『高校野球の社会学—甲子園を読む』、世界思想社
- ・藤田昌士(1988)、部活動とはなにか今橋盛勝、森量叔、藤田昌士、武藤芳科輝編著『スポーツ『部活』』、草土文化、pp.94-115.
- ・草深直臣(1986)、体育・スポーツの戦後改革、『スポーツの自由と現代 下巻』
- ・深山正光(1967)、ILO・ユネスコの「教師の地位に関する勧告」、『体育科教育 15(9)』、pp.22-25.
- ・福岡県スポーツ振興公社(2005)、国内初のタレント発掘プログラムでトップアスリート育成、『財界九州 46(7)』、pp.161-163.
- ・井上一男(1970)、『学校体育制度史 増補版』、大修館書店
- ・J・P・モアン(2000)、フランス代表、ビッグタイトル連取の理由、『現代スポーツ評論 3』、pp.91-103.
- ・神谷拓、高橋健夫(2006)、中村敏雄の運動部活動論の検討、『体育科教育学研究 22(1)』、pp.1-13.
- ・夏秋英房(2003)、愛知県半田市の総合型地域スポーツクラブの発展と運動部活動、『生涯学習研究 1』、pp.15-23.
- ・川淵三郎(1993)、わがJリーグのプロ野球追撃作戦、『文芸春秋 71(2)』、pp.380-388.
- ・川淵三郎(2006)、信念と情熱で走り続けた我がサッカー人生、『国際商業 39(12)』、pp.46-49.
- ・川淵三郎(2006)、編集長新春特別インタビュー(財)日本サッカー協会キャプテン川淵三郎Jヴィレッジから世界に通じる人材を!、『財界ふくしま 34(2)』、pp.58-63.
- ・木下秀明(1979)、運動部を育んだ日本的風土、『体育科教育 27(8)』、pp.15-17.
- ・清瀬三郎(1946)、体育会の使命、『新体育 6(7・8)』、pp.1-4.
- ・高体連(1999)、『全国高体連五十年史』、全国高等学校体育連盟創立50周年記念事業実行委員会
- ・前川峯雄(1973)、「必修」クラブ活動と運動部活動、『体育の科学 23(3)』、pp.126-130.
- ・毎日新聞運動部(1967)、時の話題 本拠地の移動、『体育科教育 15(9)』、p.25.
- ・舛本直文(2001)、14 学校運動部論、杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』、世界思想社
- ・松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2006)、フランスの青少年サッカー選手育成シ

システムに関する研究（Ⅰ）－若年層における選手育成システムの現状と特徴－、『大阪教育大学紀要 55(1)』、pp.51-70.

・松原英輝、入口豊、中野尊志、西田裕之、中村泰介(2007)、フランスの青少年サッカー選手育成システムに関する研究（Ⅱ）－国立サッカー学院（I. N. F）の現状及び特徴－、『大阪教育大学紀要 55(2)』、pp.27-44.

・松岡宏高(2006)、アメリカのカレッジスポーツの今、『現代スポーツ評論 14』、pp.87-93.

・文部省(1932)、野球の統制ならびに施行に関する件、井上一男著(1970)、『学校体育制度史 増補版』、pp.558-564.

・文部省(1946)、学校校友会運動部の組織運営に関する件、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.103-106.

・文部省(1947)、学生野球の施行について、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.115-117.

・文部省(1948)、学徒の対外試合について、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集：附体育関係参考資料』、体育評論社、1949,pp.146-147.

・文部省(1954)、学徒の対外試合について、学徒対外競技の基準について、『中等教育資料 3(5)』,1954,pp.10-11.

・文部省(1957)、学徒の対外運動競技について、運動部と暴力、『体育科教育 5(7)』1957,pp.74-75.

・文部省(1961)、学徒対外運動競技について、『文部時報 1007』、1961,pp.43-45.

・文部省(1969)、児童生徒の運動競技について、井上一男著『学校体育制度史 増補版』、1970,pp.579-580.

・文科省(2001)、児童生徒の運動競技について、『スポーツ六法』、道和書院、2003,p.164.

・文科省(2001)、児童生徒の運動競技について(別添)、『スポーツ六法』、道和書院、2003,pp.164-165.

・森田啓之(1993)、運動部活動における「競技力向上」の問題性－「対外運動競技基準」の緩和をめぐって－、『体育・スポーツ哲学研究 15(1)』、pp.3-16.

・永井洋一(2004)、『スポーツは『良い子』を育てるか』、日本放送出版協会

・中村敏雄(1973)、新聞にゆがめられる高校スポーツ、『諸君！ 5(11),pp.44-55.

・中村敏雄(1995)、『日本のスポーツ環境批判』、大修館書店

・中村敏雄(1965)、戦後学校体育の歩み、『体育科教育 13(11)』、p.37-41.

・中村敏雄(1995)、外来スポーツの「素直な受容」、中村敏雄編『外来スポーツの理解と普及』、創文企画、pp.73-93.

- ・中村敏雄(1995)、『日本のスポーツ環境批判』、大修館書店
- ・中西純司(2004)、「教育コミュニティ」を創る学校運動部のイノベーション戦略の検討、『福岡教育大学紀要 53(5)』、pp.101-114.
- ・二宮清純(1993)、朝日新聞・高野連の責任を問うー甲子園が日本野球を滅ぼす、『月刊現代 32(8)』、pp.120-127.
- ・日体協(1962)、コーチの描く選手像、『体協時報 112』、p.25.
- ・日体協(1986)、『日本体育協会七十五年始』、日本体育協会
- ・大平滋、大竹弘和(2002)、総合型地域スポーツクラブへの段階的以降、『月刊トレーニング・ジャーナル 24(3)』、pp.66-70.
- ・大竹弘和、上田幸夫(2001)、地域スポーツとの「融合」を通じた学校運動部活動の再構成、『日本体育大学紀要 30(2)』、pp.269-277.
- ・大谷武一(1946)、スポーツの民主化、『新体育 16(4)』、1946p.2.
- ・産経新聞、2007年6月14日
- ・産経新聞、2007年10月28日
- ・笹川スポーツ財団(2006)、『スポーツ白書』、SSF 笹川スポーツ財団
- ・佐山和夫(1998)、『ベースボールと日本野球』、中央公論
- ・関春南(1970)、戦後日本のスポーツ政策、『経済学研究 14』、一橋大学、pp.154-155.
- ・清水論(1998)、『甲子園野球のアルケオロジースポーツ『物語』・メディア・身体文化ー』、新評論
- ・城丸章夫(1993)、『城丸章夫著作集 第7巻 体育・スポーツ論』、青木書店
- ・城丸章夫、水内宏編(1991)、『スポーツ部活はいま』、青木書店
- ・祖母井秀隆(2000)、ドイツサッカー協会における若手タレント発掘、育成プログラム、『スポーツ教育学研究 20』、pp.35-38.
- ・竹之下休蔵(1950)、『体育 50年』、時事通信社
- ・滝口隆司(2005)、スポーツ英才教育に潜む危険性、『現代スポーツ評論 12』、pp.28-41.
- ・滝口隆司(2007)、スポーツ格差社会と英才教育、『現代スポーツ評論 16』、pp.46-57.
- ・田中眞太郎(2004)、II地域におけるスポーツ科学センターアクション福岡：「福岡県タレント発掘事業」について、『臨床スポーツ医学 22(4)』、pp.381-389.
- ・飛田穂洲(1986)、『飛田穂洲選集 第三巻』、ベースボール・マガジン社
- ・内海和雄(1993)、『戦後スポーツ体制の確立』、不昧堂

- ・内海和雄(1996)、スポーツ部活行政の現状と課題、『一橋論叢 116 (2)』、pp.287-309.
- ・内海和雄(1998)、「部活動改革」、不昧堂
- ・内尾亨(1979)、社会体育から学校体育への"逆行"、『一橋論叢 27(8)』、pp.43-45.
- ・宇土正彦(1967)、ILO・ユネスコ勧告とこれからのクラブ活動、『体育科教育 15(9)』、pp.6-8.
- ・梅垣明美(1997)、運動部の活動、中村敏雄編『戦後体育実践論 一卷』、創文企画、p.347.
- ・梅本二郎(1969)、学徒の対外競技の基準の変遷について、『体育の科学 19(7)』、pp.431-434.
- ・山口隆文(2005)、ユース年代の指導、『現代スポーツ評論 12』、pp.92-109.
- ・山崎浩子 (2006)、山崎浩子が語る、日本新体操の強化策、『スポーツ・グラフィックナンバー、27(20)』(2006) ,p.11.
- ・読売新聞、2005年7月30日
- ・読売新聞、2005年8月15日
- ・読売新聞、2006年9月13日

インターネット資料 (URL 一覧)

- ・中学生・高校生のスポーツに関する調査研究協力者会議(1997)、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」、文科省ホームページ、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/001/toushin/971201.htm
- ・中体連(2006)、全国中学校体育大会開催基準、中体連ホームページ、
<http://www18.ocn.ne.jp/~njpa/sub/kijun.html>
- ・中教審(1996)、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(一次答申)」、文科省ホームページ、1996
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701c.thm
- ・半田市 (2002)、「半田市スポーツ振興基本計画」、半田市ホームページ、
<http://www.city.handa.aichi.jp/sports/shigoto/shinkokeikaku/shinkoukeikaku.pdf>
- ・福岡県ホームページ、http://www.sfen.jp/sporttown/st_0032.html
- ・成岩スポーツクラブホームページ、http://www.narawa-sportsclub.gr.jp/socio/club/club_01.html
- ・JOC(2001)、「ゴールドプラン」、JOC ホームページ、<http://www.joc.or.jp/goldplan/gold/goldplan.pdf>
- ・経済同友会 (1995)、「学校から『合校』へ」、経済同友会ホームページ、
<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/list1995.html>
- ・高体連(2006)、全国高等学校総合体育大会開催基準要項、高体連ホームページ、
<http://www.yamaguchi-koutairen.jp/soshiki/zensoutaiyoukou.pdf>

- ・ 高体連(2002)、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（解説）、高体連ホームページ、
<http://www.yamaguchi-koutairen.jp/soshiki/kaisetu.pdf>
- ・ 文部省(2000)、「スポーツ振興基本計画」、文科省ホームページ、
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014/001.htm
- ・ 文科省(2006)、「教育基本法」、文科省ホームページ、
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html>
- ・ 文科省(2007)、平成 19 年度予算（案）主要事項、文科省ホームページ、
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/01/06122800/07011016.pdf
- ・ 日本バレーボール協会ホームページ、<http://www.jva.or.jp/toresen/academy/>
- ・ 日本サッカー協会ホームページ、<http://www.jfa.or.jp/jfa/missionn/>
- ・ 日本サッカー協会(2006)、「平成 18 年度上期 CHQ 業務目標」、日本サッカー協会ホームページ、
www.jfa.or.jp/jfa/news/news/data/060413-10j.pdf
- ・ 日本サッカー協会ホームページ、<http://www.j-league.or.jp/100year/academy/>
- ・ 日本サッカー協会ホームページ、<http://www.jfa-academy.jp/fukushima/boys/programs.html>
- ・ 日本サッカー協会ホームページ、<http://www.jfa-academy.jp/fukushima/boys/elite.p1.html>
- ・ 日本サッカー協会ホームページ、http://www.jfa-academy.jp/fukushima/boys/info_pamphlet07.pdf
- ・ 日体協（2001）、「21 世紀の国民スポーツ振興方策」、日体協ホームページ、
www.japan-sports.or.jp/about/pdf/21century.pdf
- ・ 日体協ホームページ、<http://www.japan-sports.or.jp/local/outline/jicchi.html>
- ・ 日本体操協会ホームページ、<http://www.radio.ne.jp/rg-japanteam/p031mMh7/pekin051228-2.pdf>
- ・ 臨時教育審議会(1987)、「教育改革に関する第三次答申」、文科省ホームページ、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaf198701/hpaf198701_2_214.html
- ・ 双葉地区教育構想検討協議会（2005）、「双葉地区教育構想基本計画 最終まとめ」、双葉地区ホームページ、
www.pref.fks.ed.jp/kyouikukousou/kyouikukousou.pdf

謝辞

私自身は大学の学部まで、日本ではまだまだマイナーなクロスカントリースキー競技を行いました。この論文を通じて、改めて学校運動部について考え、また学校外で行われている競技力向上実践について知ることになりました。学校外で行われている充実した取り組みと私の現役時代を比較してみると、今の生徒が非常にうらやましく思います。今後はこうした実践が成功し、最終的にはより多くの生徒に向けられるようになっていけば、生徒の競技スポーツはより健全で活発なものになると思います。

論文の中では、現在の学校運動部の問題点をいくつか挙げましたが、勿論なかには成熟した実践を行い、他の学校運動部の見本となるような部があることは確かです。今回はそうした取り組みを取り上げる機会がなく残念に思います。

最後に、この論文作成を進めるに当たってお世話になった方々に感謝の意を表したいと思います。

指導教員の友添先生には学部時代からご指導いただきました。学部時代に先生の講義に参加し、先生の魅力・迫力溢れるお話に強く引き付けられ、ついゼミにも入ってしまいました。ゼミでも情熱あるご指導をして頂き感謝しております。それに対して私の無力さのあまり、いつも手を掛けさせてしまったことをお許してください。

宮内先生と寒川先生には、急なお願いにも関わらず副査を受けていただき、大変感謝しております。宮内先生からは大学院の授業を通じて日頃からご指導を頂き、論文作成に役立てることができました。

吉永先生にはいつも励ましの声を掛けていただき大変感謝しています。論文提出が迫り、不安な気持ちになっている時に、先生のお心づかいで大変助けられました。

助手の小阪さんへは、特に頻繁に論文へのアドバイスを求めたため、大変な負担であったと思います。お忙しいなか、大変ありがとうございました。

「JFAアカデミー福島」の島田信幸コーチには、多忙のなかインタビューにお付き合い頂きました。お蔭で競技団体による最新の取り組みについて知ることができ、論文に活かすことができました。実際に福島県のJヴィレッジを訪れてみると、非常に充実した環境が整っており驚きました。今後は「JFAアカデミー福島」のような取り組みが普及し、サッカーを始め日本のスポーツが盛り上がっていくことを願っています。